

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 7 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 117 号 平成 2 7 年度公下第 4 号水尻工区管渠布設工事 (第 1 6 工区)
の請負変更契約について

日程第 3 議案第 118 号 平成 2 7 年度公下第 7 号水尻工区管渠布設工事 (第 1 9 工区)
の請負変更契約について

2 出席議員は次のとおりである (1 5 名)

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
6 番	殿 井 堯	7 番	佐々木 裕 哲
8 番	岡 省 吾	9 番	森 谷 信 哉
10 番	堀 江 眞智子	11 番	中 山 進
12 番	新 家 弘	13 番	湊 正 剛
14 番	増 谷 憲	15 番	橋 爪 弘 典
16 番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

5 番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

3 番 辻 岡 俊 明 15 番 橋 爪 弘 典

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (1 3 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	辻 勇
総務政策部長	林 孝 茂	消 防 長	上 嶋 敏 之
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	中 裕 準	企画財政課長	一ツ田 友 也
教育委員長	早 田 智 代	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

平成27年第4回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	佐々木裕哲	①中学生の校外学習について ②有田川町の一番高い山は
2	殿井 堯	①現在有田川町の職員又は関係事業の問題が起きているが、町の対応を問う ②清水ふるさと開発公社の再契約について何う
3	辻岡俊明	①いじめ認知件数について ②電力自由化の対応について
4	小林英世	①本町の防災について ②巨大地震と広域連携について
5	増谷 憲	①介護保険制度などについて ②保育料について ③T P P 問題の農業への影響について
6	堀江眞智子	①有田川町秋デンについて ②子どもに本物の文化にふれさせるための補助金制度の新設について ③アベノミクス新三本の矢に関する介護離職ゼロにする施策について国及び関係機関に働きかけを

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（中山 進）

おはようございます。

5番、森本明君から、欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は町長ほか12名であります。

なお、本日、町長より追加議案2件が提出されています。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（中山 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり6名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 7番（佐々木裕哲）……………

○議長（中山 進）

7番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

7番議員、佐々木裕哲です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。今回、6人の議員が質問通告されていますが、届出順ということで、私が、一番目に登壇することになりました。

合併後、今回で40回の議会となりますが、私が一番目の登壇が今回で4回目となります。ちょっと緊張気味ですが、行います。

私の質問はお手元に配付のとおりです。まず、一番目の質問といたしまして、中学生の校外学習についてであります。有田川町は中学生国際交流事業として、オーストラリアのダーウィン市、パーマストン市との交流事業として、ことしも町内の対象中学生275名のうち、選考により30名が約1,400万円の町負担金で国際交流と将来の人材育成を目的に行いましたが、この事業は旧吉備町時代から今日まで、17年間継続されていますが、現実に子どもたちが卒業し、成人となって生かされ、国際交流等に役立っているのか、まずお聞きしたいと思います。この事業、今日まで17年間の総費用もいくらかかったのか、これも累計でお聞きしたいと思います。

町民も教育にお金をかけることは誰も反対はしません。ですが、お金の使い方、どのように使われているのか、この事業は、私は決して悪いとは言いません。選考とはいえ、一部の生徒のみ、これは対象者の9人に1人しか参加できないのです。このことによって、子ども、親の立場からも、もっとみんなが参加できるような事業にお金を使ってくれという意見があることも事実でございます。

国際交流となれば、オーストラリアと日本との友好関係、特にTPPやほかの貿易面においては切っては切れない仲ですが、しかし、それ以上に近隣諸国、特に中国、韓国との関係、両国の間に過去の問題、また現在でもいろいろな問題等がありますが、しかし、あればあるほど今後の日本のことを考えると、友好関係の構築をしていくのが、今の中学生や高校生なのです。今のオーストラリアの交流事業の一部でも近隣諸国との交流に使えないのか、一度、考えてみてはどうかと私は思うのです。具体的な方向性はなくても、町長の、また執行部の方向性をお聞きしたいと思います。

次に、今回、和歌山県は公立、私立、特別支援学校を含む、全ての高校生、2万9,000人を対象に、日本とトルコの合作映画、海難1890を拠点校など40カ所で上映会を開くということが決定されております。そのための関連予算として、2,550万円の補正予算も、この県議会で上程されております。映画を通じて郷土の歴史と人間としての真心とは何かを学習させるということでもあります。和歌山県串本町に關係あるとはいえ、県予算で全生徒に鑑賞させるということは、これは今の知事は本心に立派だと私は思っております。そこで、我が町の中学生全員に道德教育の一環として鑑賞させてはどうかと思うのですが、その点もお聞きしたいと思います。費用は

海外研修の一部をこちらに回してもよいのではと、私はそういうふうに思います。知事は県民の友12月号で、このようなメッセージを送っています。皆さん方も多分、読んでいるとは思いますが、もし読んでいない方があればと思い、この場をかりて私がちょっと朗読させていただきます。

県民の友12月号、知事メッセージとして、県民の皆様へ、海難1890、エルトゥール号事件を描いた海難1890が12月5日について封切られます。田嶋串本町長と学友で世界的に有名な田中光敏監督の発意から生まれたこの映画がついに実現したのです。5年前にこの話を聞いた私も早速協力して、資金集めなどに皆で悪戦苦闘しました。その間はリーマン・ショックなどがあり、企業の財務が急速に悪くなって大変難行でしたが、安倍総理とトルコのエルドアン首相、現大統領が意気投合し、この映画を応援しようと決めてくださってから、急に話が進み始めました。私は資金集めに走り回りましたし、東映が配給先として責任を持ってくれるようになり、和歌山を中心にNPOができて、皆が応援して、ようやく感動的な大作ができました。

1890年オスマン・トルコ帝国の希望の星であったエルトゥール号が、日本との友好親善で大変な功績を挙げた後、串本大島の檜野崎沖で荒天の中、座礁沈没するのですが、そのとき、檜野を初め近くの漁村の人々が寝食を忘れ、生存者の救出と介抱を行い、貧しい暮らしの中でもありったけの食糧などを提供して、トルコの人々を救いました。一方トルコは、これを多として、このことを125年間教科書に書き続けて、忘れないでいてくれたのです。その記憶の中で、今度はその95年後の1985年、イラク・イラン戦争のとき、フセインは自国の領空をいかなる国であっても、48時間以内に撤去しなければ、無差別に攻撃すると宣言したのです。テヘラン空港で取り残された日本人のために航空機を飛ばしてくれ、自国民よりも優先して救出してくれたのはトルコでした。この時空を越えた友情と思いやりがこの映画のテーマです。私は125年前の我が和歌山県民がかくも立派な心意気を身をもって示してくれたことを心から誇りに思います。同時に30年前にトルコから示されたあの英雄的な友情を決して忘れてはならないと思います。県民の皆さん、ぜひこの映画を見ましょう。見て、感動して、泣いて、そしてあすへの勇気と希望を心にわかせましょう。和歌山県知事、仁坂吉伸。

ということで、メッセージが出ているんですけども、私もこの映画を見てきました。人の真心とは何かを感動させられ、劇場で泣いた1人でもございます。皆さんもぜひ子どもたちが見る前に鑑賞していただきたいと思います。

続いて、2番目の質問へ入ります。2番目の質問は有田川町の一番高い山はという質問でございます。皆さんも御承知のとおり、来年8月11日、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するということを趣旨として、国民の祭日となるのですが、これにより、祝日は年間16日となります。日本は海のない県、自治体はあっても、山のない自治体はありません。そこで、日本一の高い山は皆さんも知っているとおおり、富

士山。では、近畿で一番高い山はどこかというとならぬの1, 915メートルの八経ヶ岳。では、和歌山県はというと、1, 382メートルの龍神岳が一番高いのですが、しかし2000年までは護摩壇山が、皆さんも御存じのとおり、和歌山県で一番高いと私たちも学校でも習ってきました。ところが隣の山が10メートル高いと訂正され、公募により命名され、龍神岳が一番高い山となっております。では、有田川町で一番高い山はと聞かれたら何と答えたらよいのでしょうか。誰か知っている人は教えてください。恐らく、通称名はあるかもしれませんが、私が調べたところ、国土地理院に登録されている名前はないと思います。有田川町で名前が今、現在ついている一番高い山は下湯川の1, 153メートルの若藪山ですが、上湯川地区と日高川町の寒川、そして田辺市との境界上にある、1, 261メートルが有田川町の最高峰であるが、名前はついておりません。

そこで、来年の山の日の制定に伴い、提案したいのですが、この国土地理院、関係自治体、そして地権者の了解のもと、山の命名は公募してはどうかという質問でございます。この一帯は城ヶ森鉾尖県立自然公園内であり、四季の山々の絶景は訪れる人々に感動を与えてくれるものと思います。公募により知名度アップや、地区の活性化に少しでも役立つと思います。国民の祝日に向け、また山の日の制定に向け、ぜひ、前向きに取り組んではいかがでしょうかと思います。そういうことで第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、佐々木議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

私のほうからは2つ目の有田川町が一番高い山についてということでお答えをさせていただきたいと思います。議員、おっしゃる山は標高1, 261メートルであるということから、国土地理院の地図で探したところ、城ヶ森近くの上湯川の田辺市龍神と日高川町との境界付近の地点であると思われます。調べてみますと、山の名前については、特に法的根拠に基づいたものではないそうです。一般的に皆さんが山の名前といえば、国土地理院の地図に記載されている名前をその山の名前として使われているケースが多いと思います。国土地理院に問い合わせますところ、無名の山については国土地理院の地図にその名前を掲載するには、その属する公共団体の申請に基づいて、すなわち田辺市、それから日高川町の1市1町と有田川町で国土地理院の審査の上、決定し、掲載しているそうであります。また、その地点が複数の公共団体にまたがっている場合、その全ての団体からの申請の必要があるということです。国土地理院の日本地図の名前を載せてもらおうと思えば、うちだけではあかんということです。田辺市と日高川町と協議の上でいろんな手続をしなければならないようであり

ます。また、その申請の際には、その山の名前を申請する根拠となる書類等も必要となるそうであります。その例の1つとして、その地域の独自の地図等で既に使われている書類などが挙げられるそうであります。まずは、山の名前については地元、地域で既にその山の名前があるのか。また、田辺市、日高川町の意見はどうか聞いた上で所定の手続を進めさせていただきたいと思っています。

先日、部長と課長が早速この山を見にいきまして、地元の人にも聞いたんですけども、どうやら定かな名前がついていないということであります。多分、ここは国有林であって、京大の演習林も兼ねているようなところだそうです。

以上です。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答えを申し上げます。

中学生の校外学習についてでございます。本町では平成10年からグローバルな社会の到来を見越して、英語教育の充実を図るために、国際交流、国際理解の重要性にかんがみ、英語圏への中学生国際交流事業を実施しているところでございます。まず、オーストラリア、ダーウィン市、パーマストン市への選定につきましては、第一に安全性が確保できるということ。そして、また英語圏であるということ。相手方との夏季休暇が重複しない、授業に参加できるという条件。また、ノーザンテリトリー準州の教育省との協力のもと、生徒のホームステイが可能であり、なるべく日系人の少ない等々の選定条件に合致したところでございます。

英語教育につきましては、世界から見て、日本は明らかに立ちおくれています。近年、やっと英語教育の重要性を自覚して、国、県ともに力を入れるようになってきました。本町の英語教育につきましては、中学生の海外研修や、全国にさきがけての町単独のALTの活用による保育園児、小学校、中学校への生の教育の実施等により、和歌山県学力状況等調査においても、良好な成績を上げているところでございます。また、オーストラリア研修に行った子たちの中でも、12名の方がこの役場のほうに入って、非常に英語が堪能であるということも添えておきたいと思っております。

議員、御指摘の近隣諸国との交流につきましてでございます。合併後において当時から教育委員会定例会、あるいはPTA協議会等において、その都度、話題となり、協議されてきたところでございます。協議された内容につきましては、まず海外研修の根幹である、子どもの安全の確保が少々不安であること。そして、長期休暇がほぼ日本と同じ時期に当たり、目的の1つであります合同授業ができないこと。語学の習得や地域の伝統、慣習を学ぶホームステイが難しいということ等々の理由により、まだ実現していないのが現状でございます。まず、そういった諸条件を克服できれば、議員、御指摘の友好関係について、今後の課題として研究、検討してまいりたいと考

えているところでございます。

海難1890につきましてでございます。実は、去る7月2日、町村教育長会の総会、研修会が串本のほうでありまして、串本の町長さん、あるいは教育長さんから、レクチャーを受けました。エルトゥール号についてのレクチャーを受けました。映画には出ていなかったんですが、非常に苦勞したということも聞いております。実は、海岸へおりの道がないんです。そして、大きなトルコ人をロープで結んで、上へ上げるんですけど、非常に苦勞したという文献も残っておるそうでございます。

また、海難1890のデモDVDを見せていただきました。また、改めて先週、12月5日、公開日に海難1890を見にいきました。この映画は日本とトルコの友好関係はもちろん、底流に流れる心情や、近年薄くなってきたと言われる道徳心が鮮やかに描かれていて、真心を感じるすばらしい作品でございました。

県は全高校生と特別支援学校を対象に、鑑賞の方向であると報道もお聞きしております。まだ定かではありませんが、義務教育、小学校にも歴史、道徳教育関連で見せてはどうかという広がりも見せておるやに聞いております。私個人といたしましても、久しぶりに大変感動を覚えた、すばらしい作品であると思っておりますので、何らかの手段で、ぜひ有効に活用したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

中学生国際交流事業の実績についてなんですけれども、平成10年から平成27年度までの18年間、17回の海外研修を行っております。合計金額なんですけれども、事業費、1億8,524万8,000円となっております。

また、17回に及ぶ生徒の参加者なんですけれども、417名と数えております。それと、ホームステイ受け入れ、オーストラリアからの受け入れについては10回に及びまして、延べ人数232名、ホームステイで受け入れを行っております。実績といたしましてなんですけれども、平成15年にダーウィン市と友好都市の提携を結んでおります。また、平成22年度にはパーマストン市と姉妹都市提携を結んでおります。同じく平成22年なんですけれども、吉備中学校とドリップストーン校との姉妹校提携を結んでおります。また、平成27年度、姉妹校提携の更新を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中山 進）

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、私、全般的な質問をしたんで、意味が通じてないんかわかりませんが、私がまず聞きたいのは、中学校の海外研修なんですけど、冒頭に言いましたように、教育に金を使うことは町民も恐らく、それはやめとけとは言いませんけども、この17年間で1億8,000万円何がしの金を使っていることや。もちろん、それで417名の方が海外へ行ったということで、今、教育長が言うのに、英語教育は海外研修という話も、それは実際に学校で教えるし、海外研修したからといって英語がペラペラになるわけでもないし。そうですね。そういうことで、ですけども、これやめとは言いませんのやけどもね、問題は選考して、9人に1人しか行けないんよ。中学生が対象者の。漏れた方が、うちの子を行かせてやってほしかったんやという声、それはあります。とはいって、私は行きたくない、僕は行きたくないよという家もあるし、予算的にも、自己負担も若干、10万円ほど要るんかな、要るので、そんな金もうちよう出さんということで、子どもを犠牲にしている家もあります。ということで、ここら、もう少し、選考で30名だけを行かせるようになってくると、以前みたいに抽選で決めたらええんか、これもまたいろいろあろうかと思うんですね。そこら、もう一度、掘り下げて。でないと、毎年、ことしも1,400万円使いましたね。これが果たして今後、ずっと使っていく、これは悪いことじゃないよ。

それも大事やけども、特に、ASEAN国、そして、まず日韓、日中の問題、これは大人があれば、以前の戦争のこともあるだろうし、いろんなことがあるけど、全く白紙の状態の、これからの子どもたち、特に中学生、高校生ですね。ここらの子どもらがこれからの友好のきずなを開いていくというのは、ただ、今、教育長が言いましたよね。ホームステイで各家庭で泊まって、それも大事。しかし、私は泊まって云々じゃなしに、日帰りでも、1泊でも、清水の施設に泊まってもらう、また、この辺の民間のところへでも泊まってもらうというようなことでも構わんさげに、とにかく大々的な、大げさなことをしなくても、やっぱり中国と韓国との、これは日本の歴史というのは中国、韓国、のいたら歴史は語られませんよ。日本の文化というのは全部、あそこから移ってきたんやから。そういうのことを、我々は中国、韓国の今までの影響があつて今日の日本があるんやという、そこらもいろいろ交流の場でやっていけば、ぐっと親密感がわいてくると思うんです。私はそういう海外研修をやっていただきたいなと思うんです。

そして、もう1個、お聞きするんですけど、先ほど言ったように、125年間か、120年か、それは私は定かではありませんけど、今日までトルコが日本の海難事故、海難事故は海難事故ですわ。それはどこでも難破したりはします。助けます。ただ、その中で、そういう真心があつたからこそ、先ほど私が言ったように、我々は記憶がありますよ、フセインという大統領はすごかった。やることはめっちゃくちゃなことをやった。そのときに、日本大使館にトルコも隣国であるんで、イラク、イランとか、

あそこへ大勢人が住んであったんで、それを撤去させると言ったときに、自国民を犠牲というんじゃないですけど、置いといて、日本人を救出すると、映画の場面にも出てきますね。あれは果たして100%映画やさけ、私はわかりませんが、しかしこれは事実に基づいた映画であるんで、果たして今の日本だったら、日本国民を置いておいて、外国の人を救出するとなってきたら、おまえ何やと。もちろん時の政府、総理大臣から始まって袋だたきにあうと思うんです。それをあえてやったということをして私はすごいと思うんですわ。

私はここで聞きたいんですけど、エルトゥール号のことは我々も知っています。向こうは書いている。また、つけ加えて、日本人の真心ということを書いてくれています。これ、今の日本の教科書の中で、エルトゥール号のことは、そしてもう1個言いたいのは、イラク・イラン戦争のときに日本の自衛隊も出すと言ったら、法律ではあかんということでペケだったんですね。どうしても海外へ助けにいかうと思ったら、民間は飛ばしません。日本航空へ政府から頼んだ。しかし、日本航空も命の保障をせん限りは、そんなもん、うちは飛ばせられませんということでキャンセルになった。にっちもさっちも行かんときに、真心を持って、日本人、先帰れと。トルコ人は置いとくから、先、いねということで、そんなこと教科書に書いていますか。僕は書いてるのか書いてないか知らんけど、その点も一遍。教科書は選定しますよね、そういう教科書を、よその県は別としても、和歌山県は地元のことやから、こういうことが載っている教科書を、私は選定してやってほしいんや。なるほどなということ。ひょっとしたら載っていないん違うかなと。載っていない教科書も、私はあるんじゃないかなと思うんですけど。特に、エルトゥール号のことは載ってあっても、日本が救出されたというようなことが載っていない教科書がひょっとしたらあるのかもわからん。そこらも今後、教科書の選定については一遍細かく目を通してやっていただきたいなと思います。

それと、12名、海外研修に行った方が、うちの職員になったということは、これは非常に確率が高いですね。もちろん、いろいろ研修をやってきたから、すぐれているから採用されていると思うんですけど、年間のうちの職員数からいうたら、今まで12名の海外研修行っちゃう人皆採用しちゃうということは、物すごい確率が高い、それは決して悪いということじゃないんですよ。けれども、確率が高いと。ええ意味でとったら、知識、教養、語学、それを身につけたということに、私は今の時点ではそういうように解釈します。

それと、後で、3回目にも質問しますので、山なんですけど、町長が答弁したとおりです。名前、町長、執行部の手腕やと思うんや。今、一番高い山は1,261メートルの、有田川町と日高川町と田辺市と言うたな。この3点のところにあんねん。うちの3分の1しかないんやな。ところが、日高川町にも田辺市にも、この山より高い山はあんのよ。日高川町にも、有田川町を抜いている高い山がある。田辺市にもある。

それだったら、一遍、決めるときやで、どうせ、決めんなんと思う。おまえとこ、高い山あんねんけよ、うち自分でできたら、地元のこと。例えばの話、あそこは湯川地区やな。上湯川の地区や。湯川岳でもしてくれ、これはあくまで僕がちょっと言うたことやけど、湯川岳にでもしてくれよ。できたら、地元の昔から親しんであるけ、うちの名前で決めさせてくれたらどうかのって。それでもあかんとなったら、全国公募せなしゃあないわ。せなしゃあないけど、そういうことも含めて、一遍、できたらね。

私も山が好きで今までちょこちょこ行ったけど、この秋の紅葉は見えていませんけどね、この10月の中ごろ、あそこへ登ったら感動すると思うわ。なぜかといったら、植林がないよの。皆、雑木。それで紅葉のブナや、ああいうのばかりや。恐らく、部長も課長も行ってくれたから、わかると思うんですけど、あれは時期のときに行ったら最高の、そりゃ奈良の天川村の紅葉がええとか言うけど、僕はあそこのあれ、来年は必ず行きたいと思ってんねんけど、恐らくぐっとくるものがあると思う。それと同時に、一遍、頂上へ乗ってごらん。360度のパノラマや。前に遮るものが何にもない。そりゃ、絶景の場所やと思う。それがうちの有田川町の一番高い山や。

町長ね、来年、早よ決めとかなんだらね、山の日、国民の祝日になりますわね。大人でも、子どもはもちろん、有田川町で一番高い山はどこよと。生石山かな、護摩山、違うか。皆、勝手なことを言うてるんやけどね、実際、ここや。さあと言っても、山ないで。名前ついてないんよ。ほいたら、名前をつけたらええわいしょと必ず子どもは言うと思うわ。ぜひとも、命名してください。そして、できたら地元の、清水のあの辺の、いわれのあるような名前をしてくれたら一番、心の中ではそう思ってんねんけど。それは、ひとつぜひとも、そのように動けるんだったら動いてください。

2回目はこれで終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

佐々木議員さん、この海外研修については、元の吉備町中からの、行き出したいきさつという、古い歴史があります。簡単にやめるわけにはいかんのかなという考えでいていますが、今、オーストラリアへ行かせているというのは、僕も2回ほど行ったことがあるんですけど、非常に治安がすばらしく安定しているということと、向こうとこっちとちよほど違うんで、休みがダブらないということで、向こうが休みのとき、こっちの学校はやっている。こっちの学校が休みのとき、向こうがやっているという条件で、ちょうど交流するのがええんかなということで、選定を今までずっとしてきました。

また、教育長が言ったように、今後、検討課題ということで考えますけれども、今の中国、韓国の情勢からいって、実はうちも中国の貴溪市と友好提携を結んでいます

けれども、一切、政府間の、行政間の交流というのは今のところ全く途絶えておりません。そういう事情もあるので、今後の検討課題にさせていただきたいなと思います。

それから、山の日、さっき言ったように、3つのほかの、田辺と日高川とも協力してもらわなければ、国土地理院の地図に載せられないということがあるので、地元だけで、地元の広報へ湯川岳って名前をつけて載せるとするのは、僕は簡単に載せられると思います。ただ、全国的な国土地理院の地図へ載せようと思えば、そういう条件がありますので、また一遍、山の日、来年度までに間に合うか間に合わんかわかりませんが、一回、作業だけはしっかりと進めていきたいなと思います。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答えしたいと思います。

オーストラリア研修が始まったいきさつについては、今、町長からありました。そして、これは社会教育の一環として実施しているものであります。学校教育の一環でやると、これは全員ということになって、それは現実的ではないと考えておるところでございます。むしろ、社会教育の一環で行くほうがいいんじゃないかなと思っておるところでございます。

また、自己負担の件ですけれども、これも昔は一括していただいております。負担額が大きいということで、分割して負担していただいておりますということになっております。

そして、また近隣諸国との友好関係ですけれども、やはり今、町長からもありましたが、休暇が重複しない。北半球のほとんどが重複してしまうんですね。南半球はちょっと違うんです。その辺もあります。そして、一番大事なことは子どもたちの安全ということが優先されると思います。そして、また教育効果、ある国へ行っても、1泊、2泊して帰ってくるということも提案されましたが、なかなかこれは教育効果ということについては低いんじゃないかな、そういうふうに考えておるところでございます。いずれにしろ、検討していきたいなと思っておるところでございます。

また、教科書の件ですけれども、日本の教科書というのは文科省の検定というのがございまして、その検定に通ったものしか使えません。そこでエルトゥール号の件ですけれども、私はちょっと覚えがないんですけれども、そこが載せていない限り、使うわけにはいきませんので、その辺で御理解願いたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（中山 進）

7番、佐々木裕哲君。

○7番（佐々木裕哲）

3回目の質問であります。

まず、教科書の問題ですけど、載っていないと言ったでしょう。ちょっと同僚議員にいろいろ聞いてみますと、私もいろいろ調べておるんですけども、事実、載っている教科書があるそうです。できれば、そういう教科書を採用してください。それだけ、言うておきます。

それと、オーストラリアへ行くこと、悪いんじゃないんやけど、オーストラリアへ行けない子どもたちを、そこが問題よ。今、学校教育じゃない、社会教育の一環やと言うけど、町民からいえば、学校教育も教育関係かんじんのやけね、社会教育やら、学校教育やら、そんなんいつも垣根ら関係ない、わからんと思うんよ。行けない子どもたちのこと、事実、9人に1人しか行けないんやで。有田川町全体で30人しか行けんのよ。ここや問題は。行けなんだ子らに、父兄としてはそんな大きな金を使うんだったら、みんなで生徒が何ぞできる、別に泊まって云々というんじゃないんよ。向こうから来てもらってじゃなくて、もっと海外交流するんであっても、いろいろなアイデアでできるのをしたらどうなというのが父兄の意見よ。そりゃ、こっち行きゃ、こっちというのがいろいろ意見があろうかと思うんですけど、問題は中学生、対象者30人しか行けんと、あとの子どものことは一体どうするんよと。もうそれでええんかと。行けなんだ者はしゃあないんかいと。そこなのよ。それは一遍、今は答えは出ないと思いますけど、今後、動きをずっと見てみますので、私が議員である限り、時たま、動きを聞かせていただきますので、これはこれで置いておきます。

それと、山の件はいろいろあるんですけど、ぜひとも命名しましょう。有田川町の一番高い山は何々山やというようにやってください。もう答弁は結構ですので、ひとつよろしく願いしておきます。

最後に、この質問に対しまして担当部長、課長、わざわざ2回も行ってくれた方もあるし、自分が休みの日でも、一遍どんどころか見てくらよということで、そこまで行ってくれた方もございますので、本当にいろいろこの質問に対しまして、皆さん方に協力していただいたことにお礼だけ申し上げておきます。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中山 進）

以上で佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 6番（殿井 堯）……………

○議長（中山 進）

続いて、6番、殿井堯君の一般質問を許可します。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

きょうの質問事項は2問提出していますが、1問目はこのごろ有田川町職員並びに関係の事業、これの問題が多過ぎるということで質問させていただきます。

2問目は、今回、5年間の契約を終わりました、清水の指定管理、再契約ということについても町長にお伺いしたいと思います。

当議会の最初の4月に町長の辞令が出まして、6月の一般質問でこの議会へ出てくれている担当課長、部長に意気込みを問うということで質問させていただきました。合併10年目において、こういうことこれからやっていこうやないかということで、大変魅力のある答えも聞かせていただいておりますが、昨今、6月から12月までの議会中にもいろいろと新聞紙上をにぎわしている各問題点が大変多いということなんです。まして、一番かたい部署である教育関係もそこそこ、そういういろんな新聞紙上に載るようなことが起きております。少し、合併10年目において、意気込みを問うについての意気込みが各部署に薄らいできたかなど。そういう関係で、いろいろ問題点が起きているんじゃないかという質問を1問目にやらせてもらうんですけども、1問目の質問にとっては個人的なこともありますので、どの事件がどうの、この件についてどうのということはお聞きしません。ただ、ちょっと気を緩めているので、町長、今回、そういう件について、いかがな考えを持っているのか、いかがな今後の対策をとっているのか。まして、その事件が起きたときに、普通の体制をとっていれば、大きな問題にならんと、気の毒な話もあると思います。そのとき、町として、まして今、こういう前の議員の何に採用のこともありましたけど、採用したての職員は、そういう事故が起きたときにおろおろして、前後がわからんようになる、そういう事件とか、そういう何があったと思いますけども、そのときにまずどういうふうにしると、まず、そういうときはその場からどこの部署、自分の部署もったら、どこの関係部署へ先に連絡せえということの含みをやっぱり朝礼でもなされていたら、こういう深みにはまったそういう何はないと思います。ただ、助ける、手を伸ばしてあげるときには、その不幸事故にはすぐ訴えて、こんなえらいことしてしもうたよ、どないしようというときには、そこの部署へ連絡して、関係部署が対処するというにしておいたら、結局、軽いことを重たいことにするということがなくなっているんじゃないかと、そこらの配慮が必要だと思います。

事故じゃない、事件じゃないんですけども、ある年寄りが一生懸命歩きながら役所へ来た。電話を貸してほしい。用事が済んで、電話を貸してほしいということを聞いて、町の規約というのが、町の電話を使ってもらったら困る。あそこの公衆電話まで行ったら電話があるさかい、行ってくれたらええという話も昔、ちょっと聞いたことがあるんでね。そのときに要領のええ人がいてれば、いや、そうじゃない、ほな僕の携帯を使えよと言って、わざわざ足を引きずりもて、その公衆電話まで行かんでも、そういう柔軟的な対策というんですか、そういうことも今後、町長に考えていただいて、またそういう不祥事が起きたときには、なるべくなら町としてもすぐ対処できるような体制、また町に相談したらすぐ何とかしてもらえという体制を、やっぱり朝礼でも若い子なんかには教えておいたら、余分なことを起こさんでも、その場で対

処できるんじゃないかということで、町長の御意見をいただきたい。

2問目として、清水の指定管理についてです。清水って指定管理について、なかなか難しい問題があると思います。でも、指定管理を今度、5年契約で今の指定管理についての施設に出して指定管理をするのであれば、今度、指定管理の理事長もかわられるということを知っているんで、その援護射撃というんですか、やっぱり赤字を出してでも経営に対して難問的なものがあるってでも、その地域にとっては必要な施設もあります。だから、赤字やどうこう、難問的な施設やからということで、放れやん事情も我が町にはあります。まして、清水自体が今、停滞、人口も減り、産業も減り、一番頼りにしている木材関係もどうにもならん。そういうふうになれば、我々、役所としても、議員としても、何とか活性せんと、そのまま見逃して、放っておくということとはできない。

今回、契約事項で5年契約を新たにすれば、まず、今、指定管理を受けている施設、もう5年契約した中ごろに、その施設が障害が起きるというふうなことであっても、その施設自体は町の建物です。運営で昨今、1,500万円、平成27年度から500万円上乗せして、2,000万円、ただ指定管理が2カ所減っているんで、1,990万円という援用的な援助もしております。しかし、建物は町の建物であったら、具体的に名を挙げて言わせてもらったら、まず一番今難色をしている温泉2つです。この2つの赤字は1,000万円を超えています。でも、地域的に必要性がある。今、清水自体にこの2つの温泉を取り上げてしまったら、やっぱり住民的にも、今後の観光的にも清水の火は消えてしまうという問題もあります。ただ、その2つに対して、町の施設であれば、仮に5年契約の途中で2年、平成29年ごろ、平成30年ごろになって、施設自体がそういうふうな状況になった場合には、町として、町の施設であれば、どのように援助していくか。どのように復興させていくかの町長の所見をいただきたいと思いますので、1問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、殿井議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

平成18年1月に合併して、ことしの8月に10周年の記念行事を行うことができました。これもひとえに議員の皆さん初め、多くの町民の方々の御協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。おかげをもちまして、新町まちづくり計画にあります数々の事業を実施することができました。

しかしながら、この10年間の間に、議員がおっしゃるとおり、職員のさまざまな不祥事が発生しており、まことに申しわけないなと思っています。10年間で7件の事件が発生しております。公務員に対する住民の目が大変厳しくなっている中で、1人の職員の不祥事が公務員への信用を失墜させ、ひいては地方行政全体への信頼も損

ねかねないものであります。職員1人が職務遂行中はもとより、公務外においても全体の奉仕者であるということを改めて自覚することが必要であると思います。不祥事が発生するたびに、地方公務員法、町職員服務規程、町職員の倫理規定及び職員の懲戒処分の基準に関する指針を職員に示しながら、法及び規定などを厳守するように命じているところでありますけれども、残念ながら不祥事の根絶には至っていない状況にあります。

今後におきましては、従来の綱紀肅正の取り組みが本当に適切であったのか、また事件を起こしやすい土壌がなかったのかなどを、より一層厳しくチェックし、チェック体制の見直しや、管理監督者の研修強化など、不祥事防止対策を組織全体において講じてまいりたいと思います。

続きまして、清水ふるさと開発公社の再契約についてでありますけれども、議員、ふるさと開発公社については本当に温かい目で御理解をいただいていることに心から感謝を申し上げたいと思います。基本協定は、協定が満了することになって、また来年の4月に新たに指定管理を行うんですけれども、ふるさと開発公社より引き続き、指定管理者の指定を受けたいとの申請書が、去る10月26日付で提出されましたので、有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、第2条第1項第3号の規定に基づき、ふるさと開発公社を選定したところであります。

皆さん、既に御存じかと思いますがけれども、ここでふるさと開発公社について少し説明をさせていただきたいと思います。ふるさと開発公社は平成3年11月1日に次の目的をもって設立してございます。その目的は、地域の活性化を図るため、まちづくりの拠点施設の公営的利用及び効率的な運営を行いつつ、町内に賦存する豊かな地域資源を活用した新しい産業を創出するとともに、地域のコミュニティ活動と町民と都市生活者等の交流活動を推進し、もって地域福祉の向上及び振興に寄与することとなっております。

これも、できた当初は、この目的に沿って、十分目的を果たす施設であったんですけども、近年、観光業者とかそういうのが、観光に来てくれる人も非常に減って、非常に今、苦しい経営に立ち入っていることも事実であります。おっしゃるとおり、ここの施設には温泉が2カ所あって、その温泉については本当にすごい赤字を出しているというのは現状でありますけれども、今まで見てきますと、年間に地元で何億円という賄い材料も調達していますし、ある程度の経済効果は今でもあるのかなという考えを持っています。ただ、そういう考えを持っていますけれども、これから、また、おっしゃるとおり、特に二川温泉は老朽化が非常に進んできております。今度は、新しい理事長さんにもかわられたと聞いておりますので、まだお会いしていませんけれども、一遍、またその理事長さんともお話をする中で今後の方策を考えていきたいなと思っています。

いずれにしても、清水地域は本当に雇用の場というのが少ないのが現状であります。

今、坂口アルミさんとまあ1個、栗生の清水プラント、これは、ねじの会社ですけれども、大きな会社はこれ2つと、その次は、ふるさと開発公社が雇用の場かと考えておりますので、そういうことを今後、考えながら、また新しい理事長さんと1回、年内に早急にお会いさせていただいて、今後の方針を決めていきたいなと思っております。

○議長（中山 進）

ほかに補足説明はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

最初の質問なんで、どの事件がどうの、この事件がどうのということは差し控えさせていただきます。ただ、1点だけ気になったのが、事故関係なんです。事故関係で、どっちが悪い、こっちが悪いという問題じゃなしに、年が若い。だから、どないしてええやらわからん、事故が発生したときに。そのときに平生、朝礼するときにも、もし万が一こういうことが起きたらすぐにここへ連絡してこいよと。そういう安心感、平生からそういう判断のできない、まだほんまの新入職員がそういうときにおろおろしてしもて、別の行動に走ってしまうと。だから、事故自体は起こさんほうがいいんですよ。ただし、そういうときに的確な判断をしていけば、やっぱりまだ救える余地のある、どっち、こっちが悪いとかそういうんじゃなしに、救える余地がある、そういう徹底した、この議会へ出てきてくれている部長、課長に平生からそういうことが起きたら、こうしろよというそういう助けの線というんですか、そういうのがあれば、やっぱりそのときにとっさにおろおろしているときに、一遍、課長へ連絡してみよう、部長に連絡してみようって、そういう平生からコミュニケーションをとっていけば、その次の犯罪を防げるということなんです。だから、そういう点を十分に考慮してもらって、6月の議会に一般質問させてもらったときに、意気込みを聞かせてもらっているんだから、そういう細かいことをやっぱり考慮してあげて、やってほしい。この質問の答弁はもう結構です。だから、そういうことを平生から朝の朝礼、皆、各課でやっているんやから、そのときにすぐ、こんなん言うてくれているさかい、ここへ電話しようという温かいコミュニケーションを職員と、関係事業ととっていつてくれたら、また後で不意にどうのこうのということがなくなるんでね。やっぱり助けてあげられるところは助けてあげやんと、せっかく若い子が有田川町へ来てくれて、即、どうのこうのということは、我々も聞き苦しい。まして、そういう関係で相手側からもそういうことを罪にならんようにしてあげてくれという温かい気持ちがあるんやから、やっぱり我が部下であつたら、ここに座っている部長、課長さんがそういうときにわしのところへすぐ言うてこいよと、そういう、朝に一言、言ってあげたら助けられるんと違うかなということで、1問目の質問は終わらせていただきます。この答弁は結構です。

次に、一番問題は清水の問題なんですけども、この間、産業建設住民常任委員会で建設環境部長、産業振興部長と一緒に研修に行かせてもらいました。そのときに三次、21、広島県の。ここの施設を見学させてもらったんですけども、年の寄った昔の村長さんが経営をやられて、必死になってしているということをお聞きして、感銘を受けたんですけども、それも当初の初日の議会で一応発表させてもらいました。だから、決して生ぬるい理由で全てを何させたらいかん。やっぱりやる限りは経営者としてでも、手腕をもうて、赤字を出さんような施設にする。また、そのように町も積極的に入って、指定管理の担当と一生懸命に話して、何とかやらないかんとということをやってもらわんと、この21なんか全く偉い人が給料をとらんと、とにかく赤字出さんと、5%の配当を出している。そりゃ、もう晩になっても帰らんと、一生懸命に開発、開発と、一生懸命何とかせないかんとということで頑張っている。

ただ、うちの場合は、ちょっと今までの傾向を聞かせてもらおうと、指定管理自身が3時にオーダーストップとか。個人の店でオーダーストップを3時にやって、晩御飯を食べにきて、オーダーストップしていますよって、そういう施設の意気込みというのはいかがなものかと思うんで、この際に理事長もかわられたということで、これはもう答弁は部長、結構なんで、やっぱり部長と理事長と今後、一番大事なコミュニケーションをとらんと、はっきりいうて、今の現状で町の施設や、町が何とかするやろと、赤字を出しても町が補填してくれるやろと、補助金をくれるやろと、そういう甘い考えで臨まれたら、我々、入れがいが無いということです。だから、その施設に対して、今、町長の答弁にもありましたけども、やっぱりある程度、町がバックアップするかわりに、そのたたいた太鼓の音が響いてくる。この前、産業まつりで太鼓をたたいていましたね。あの太鼓が響いてこそ、我々の耳に入ってくるんです。だから、相思相愛、持ちつ持たれつ、補助金を出したら、それでええわじゃなしに、向こうも補助金もらったらそれでええわじゃなしに。そうせんと、土壇場まで来ているという意識を持って、この開発公社を立て直しにかからんと、清水の火は消えますよ。だから、そこらの意気込みを今後、どうするか、どう対策をとるか。ただしまだ現実に、二川温泉、しみず温泉健康館、これに対して1,000万円ほどの赤字が出ていると。それに対してどうするか。どういう対策を今後、持って、臨んでいくか。それと、施設が老朽化した場合に、施設をどうして、どのような対策で今後乗り切るか、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

職員の不祥事については、おっしゃるとおり、何かこっちにも甘いところがあったんかなということで反省もしていますし、本当にかわいそうなことをしたなど。多分、

若いんで動転したんと違うかなという考えを持っています。今後、いろんな相談しながら、対応を見ていきたいなと思っています。

それから、開発公社でありますけれども、職員がさぼっているという感じはないんです。一生懸命にやってくれているんですけど赤字が出るというのが現状であります。特に、聞くところによりますと、二川温泉、昼の御飯もやっていないという状況だそうです。さっき言ったように、今度は新しい理事長さんもやる気があるんで、恐らくこういう火中のクリを拾いに入ってくれたんだと思います。再度、この方とゆっくり話をしながら、二川温泉の問題、それから清水温泉の問題について討論していきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中山 進）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

最後の質問になりますけど、答弁は結構です。

ただ、清水地域、ふるさと開発関係の清水地域というのは、袋小路。そこから向こうへまだ抜けていません。それを抜けるように、高野山へ抜けるように一生懸命に町も県も骨を折っていただいているとは思いますが。だから、清水単独のそういう事業に対して、そこでしかない。ただ通り道で寄っちゃげようか、買うっちゃげようかということがない。ここらの難問もあります。いろいろあると思いますけど、清水というのは、木材関係、木材センターはようよう、どうやのこうやのということなく、ある程度の実績を出してくれています。

また、今後、その実績に上乘せして、地元の木材。聞くところによると地元の木材が、まだほんまに20%、30%しか入っていない。そりゃ、経営がよなれば、地元の木材もどんどん入れて対応できる。この件はずっと路線というか、レールへ乗っていると思うんで、これからそういう面ができつつあると思いますので、まず、職員さん、ここへ出てきてはる部長、立石さん。ふんどし締め直して、性根を入れてやらんと、なかなかこの問題というのは思っている線まで行こうと思ったら、並の努力じゃ来ません。だから、町ばっかり努力しても、相手も努力してもらわないかんということで、まず現地へとにかく話をしに入ると。それで、理事長さんなら理事長さん、役員さんなら役員さんに話をして、どうするこうするという具体案をとると。だから、黒字にはなかなかなりません、この施設は。そりゃ、もうそういう施設なんで。だから、いかに赤字を少なくして、その水準まで上げてもらうと。ただ、不必要な施設はどこにもないと思います。赤字であっても、その地域にとったら一番大事な施設やという施設もあると思いますので、今後、総力を挙げて、こっちも向こうもですよ。総力を挙げて話し合う機会が多いような場を持って、産業建設住民常任委員会という委員会もあるんですから、それをフルに使って、また町長、副町長に陳情して、ここはどうする、こうするって。潰すことはユンボを持って行ってとんとやったら潰れます。

その施設を建てるということはなかなか難しい。まして経営状態で黒字に持っていく
というような手腕があるんでしたら、一生懸命にこれから頑張っていってもらって、
いい方向へ向いてもらうようによろしく願いしておきます。これで質問を終わらせ
ていただきます。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

○6番（殿井 堯）

はい、結構です。

○議長（中山 進）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時44分

再開 11時00分

~~~~~

○議長（中山 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 3番（辻岡俊明）……………

○議長（中山 進）

続いて、3番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ただいま議長より、発言の許可が下りましたので質問させていただきます。

今回の私の質問は2件であります。まず1件目、小中学校でのいじめ認知件数につ
いてであります。文部科学省は10月27日、全国小中高校などでのいじめに関する
2014年度の調査結果を発表し、いじめ防止対策推進法で定められた、いじめ被害
者の自殺や長期間の不登校などの重大事態が156件あったことを明らかにしました。

そして、いじめの認知件数は前年度より2,254件多い18万8,057件であ
ったことを公表しました。認知件数のうち小学校が12万2,721件と、1985
年度の調査開始以来、最多となり、中学校は5万2,969件で、2,279件の減、
高校は1万1,404件で、365件の増でありました。都道府県別では児童、生徒
1,000人当たり、最も多いのは85.4件の京都府で、最も少ないのは2.8件
の佐賀県で、京都府は佐賀県の30.5倍となりました。我が和歌山県は児童、生徒
1,000人当たり33.8件であり、全国平均13.7件より多く、近畿2府4県
では京都に次ぐ多さとなっています。

これらの数字は岩手県矢巾町でいじめを受けていた中学生が7月に自殺したと見られる問題を受けて、文部科学省が異例の再調査を全国に指示して上がってきた数字で、6月末時点より全体で3万件以上増加し、前出の18万8,057件となりました。

和歌山県でも再調査した結果、約2割増加して、3,692件となり、国立、私立を含めると3,707件で、全国14位の数字となります。ただ、10月末現在、3,633件が解決済みで、解決済みの割合は全国で2番目に高い98.0%であります。このいじめ認知件数は数字だけ見るとびっくりしますが、見方を変えると、学校のいじめに対する取り組み姿勢をあらわす数値と見ることもできます。要は、認知してから、いかに速やかに100%解決済みとしたかであります。

そこで教育長にお聞きします。2014年度の有田川町のいじめ認知件数は管内小学校は合計何件で、管内中学校は合計何件でしたか。そして、解決済みの割合は何%ですか。

続いて、2件目の質問です。電力自由化の対応について質問します。日本には北から北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、そして沖縄電力の電力10社があり、各地域での電力販売を独占してきました。電気料金は電力会社と政府のやりとりで価格が決まる、総括原価方式を採用しており、世界的には料金が高い状況にあります。諸外国、特にヨーロッパ諸国では1987年以来、たび重なる電力制度改革により電力自由化が進み、安値安定供給が実現しています。日本では2011年3月11日の東日本大震災を契機として、電力の安定供給、電気料金の抑制、電力会社の選択肢の拡大を目的として、大幅な規制改革が行われつつあります。そして、いよいよ来年4月から日本でも電力の全面自由化が実施される運びとなりました。うまく利用すれば、電気料金を5%から15%節約できるというヨーロッパ諸国の例もあります。

そこで、町長及び担当部長に、有田川町は電力自由化に対してどのような対応を考えているのかをお聞きします。

以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、辻岡議員さんの質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは2つ目の電力自由化の対応についてお答えさせていただきます。今まではずっと関西電力さんにこの地域、もちろん役場もお世話にずっとなってきました。議員おっしゃるように、電力事業制度の改革によって2000年以降、電力の小売りは部分的に自由化されてきました。そして、2016年、来年4月からは全面自由化となります。さらに2020年4月からは送配電部門の法的分離や料金規制が撤廃され、競争的な市場環境が実現されることになっています。経済産業省、自然エネ

ルギー庁が2015年11月に発表した、電力の小売り全面自由化の概要によれば、東北地方のある自治体の電気代削減事例では、契約電力、年間使用電力量などにより入札したところ、新規参入した電力会社のほうが、東北電力株式会社よりも約9.1%低い落札価格になったと報告されております。このことから、今後は少しでも安い電力を購入できるように、取り組んでいきたいと思っております。

なお、私も詳しいことは知りませんが、いろんなメンテナンスの面とか、いろんな諸事情がこれからも出てくるんだろうと思っております。この詳しいことについては部長のほうから答弁をさせたいと思っております。

なお、1つ目の質問につきましては、教育長より答弁をさせたいと思っております。

○議長（中山 進）

続いて、総務政策部長、林孝茂君。

○総務政策部長（林 孝茂）

補足説明をさせていただきます。

現在、家庭向け低圧部分の電気料金の水準につきましては、国が規制しておりますが、住民の生活に大きな影響を与える電気料金の引き上げにつきましては、国がその妥当性等につきまして、時間をかけて審議し、規制されておられます。

そして、来年4月から全面自由化されれば、企業努力の結果、一般的には電気料金は安くなると見込まれてございます。先ほど町長の答弁にもございました報告事例では、約9.1%、電気料金を削減することができた東北の自治体の例がございまして、単純にその例を当町に置きかえますと、昨年度、町全体の電気料金は約2億3,500万円でございます。ですから9.1%を掛けますと、2,100万円程度の削減につながる、単純計算ですが、計算となります。

一方、一昨日、関西電力の担当者の方に来ていただきまして、来年4月以降の自由化について御説明を受けました。それによりますと、東日本大震災以降、電気料金につきましては2割程度アップしているということでございます。また、新規の電力会社につきましては、携帯電話あるいは石油、外食産業など異業種サービスとセットとして契約することにより、低料金で参入してくるということでございました。関西電力さんのお話を聞きますと、関西電力としては今後、エネルギーのマネジメント、あるいはアフターサービスの充実、さらには新しいサービスとして暮らしのサポート事業なども展開することによって対応していくという説明でございました。

そして、実際に電力の自由化を実施しておりますイギリスやドイツの電気料金では、現在のところ上昇しているというような報告もございまして、今回の自由化により新規参入している小売り電気業者は、この11月24日現在では66社と聞いてございます。この各社の料金設定など詳しい内容を検討していきながら、電気料金の削減に向けて今後、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員さんにお答えいたします。

いじめの認知件数についてのお尋ねでございます。平成26年度いじめ認知件数につきましては、小学校はゼロ件、中学校で3件、また解決済みの割合は100%でございます。

なお、いじめに対する学校現場の対応としては、児童、生徒に対する年間2回から3回のいじめに関するアンケートを実施しております。それだけでは全ての把握ができるものではなく、日ごろの見守りはもとより、定期的に面談や生活ノート等からも情報を得ているところでございます。

また、教職員間でも児童、生徒の情報の共有に努め、チームで実態をつかめるよう、努力しているところであります。

また、いじめが認知された場合は、双方の事実確認の後、謝罪の場を設け、被害児童、生徒については安心できるように見守りを強化し、加害児童、生徒についても保護者の協力を得ながら健全な学校生活を送れるように指導していくところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

御答弁、ありがとうございました。

まず、電気料金の件でありますけど、私、節約という観点から質問させていただきました。全面自由化といっても電力分野では調べてみますと、発電部門とか送配電部門とか、販売部門とか、大きく分けて3部門あるようで、今回は、町長の答弁にもあったように、送配電部門は2018年度から2020年度をめどとして、完全別子会社化して取り組んでいくという、そういうふうな方向にあります。だから、完全な自由化ではないとは思っています。質問そのものは町の、先ほど部長からもありましたけど、町施設の電気代の総額は2億3,521万8,000円、これだけかかっています。これを少しでも節約して、そして余剰金をもっと別の有効なところに使ってほしい。そういう希望があるから質問したんであります。具体的に部長からも9.1%が節約できたらという金額も出して説明してくれましたけど、私も先ほどヨーロッパの例で5%から15%と言いましたが、その数字でどのぐらい節約できるか、部長と同じように数千万円という金額が節約できます。例えば、仮に5%であれば、1,176万円ほど節約できることになり、ことしの一般会計の決算でいえば、ちょうど地方特別交付金が1,038万円でありました。それよりちょっと上回る程度の金が

浮いてくるかな。なかなかのお金。私、かつて区長をやっていたので、これだけの金を区長会のほうへ、各地区から上がってくる要望に使ってもらえたら、有田川町内の各地区の要望はほとんど解消できるのではないかなとか、そんなことも個人的には思いました。

節約という観点から言いますと、私、3年前に奥地区の区長をやっていたので、奥地区には街灯が現在81基あります。そのうち、節約という観点から3年前から町の補助を得てLED化を進めてきました。現在、15基あります。3年間で15基。15基のうち、6基だけ町の補助を得て、町の補助は1基当たり1万5,000円あります。補助をいただいています。3年前は1基の本体の値段が1万8,000円。それプラス消費税、プラス工事費。だから2万円ちょっとかかりました。現在は幾らか。本体はずんずん安くなってきて、現在、1万3,000円ほどです。それにプラス消費税、プラス工事費。1万5,000円程度で1本の街灯。だから、町の補助でちょうど1本が立つ、そんな計算になっています。今、2割近くLED化できて、おかげで区の電気代負担がわずかでありまして、軽減化されてきています。ちょっと言いますと、どこの地区もそうだと思いますけど、この会場もそうだと思いますけど、照明は大体、蛍光灯ですね。街灯の場合、蛍光灯の場合はきっちりした、どんな計算でするかかわからないけど、関西電力から送られてくる請求書ではじき出すと、月に1基当たり300円、電気代が。LEDにしますと、月に半額になります。だから、1基当たり150円の電気代。だから、蛍光灯は持って2年かな、2年で切れて、交換しなくてははいけません。ところが、LEDは10年は持つと言われていています。だから、トータルすれば、電気屋さんの話では3年もたったら元をとるで。だからLEDに変えたほうがよっぽど得ですよとよく言うてくれます。今、現在もそうやってLED化の方向で奥地区は進んでおります。希望としては、役場の補助金額、今は年間2基分ぐらいですけど、それがちょっとでも多く3基分、4基分としていただけたらありがたいなと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、電気料金の具体的な対応については今のところどんな形になるか、私もわかりませんし、電力会社そのものもまだちょっとはっきりどうなるんやろなという状況やと思います。だから、これ以上は質問は避けたいと思いますが、節約という観点から、電気代だけではなくて、いろんな部分で節約してほしいなと思っております。

続いて、いじめの件でありますけど、この議場の中で紹介した言葉、重大事態とあります。重大事態とはどういうことであるのかといたら、児童、生徒の問題行動調査というのは1985年度から文部科学省が行っていて、毎年発表されています。もう一度言います。児童、生徒の問題行動調査というのを毎年、各小中高に文科省が調査を行います。それを集計して毎年、文科省が発表しています。その中でいじめの認知件数も調査されている。その一部分を取り上げて質問させてもらったわけでありま

す。その中の、特に問題なのは重大事態というやつであります。重大事態と云ったら何かと云ったら、重大事態は6項目ほどあります。児童、生徒が自殺を機とした場合。児童、生徒が重大な障害を負った場合。児童、生徒が金品に重大な被害をこうむった場合。児童、生徒が精神性の疾患を発症した場合。児童、生徒が年間30日以上欠席を余儀なくされている場合。児童、生徒の欠席が一定期間連続している場合で、学校または教育委員会が重大事態と認識する場合。こういう6項目があります。先ほど教育長の答弁では、小学校はいじめの認知件数はゼロ件、中学校は3件。全て解決済みという答弁をいただいたんでありますけど、念のために重大事態はあったんですか、なかったんですか。ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

電気料金の件なんですけども、有田川町トータルで2億円余り、支出からしたら、非常に大きな金額になって、少しでも安くできるのであればそのほうが越したことはないということで、できるだけ早く入札に持っていけるように。まだまだ、ちょっと来年度と云ったら、ちょっといろんなことを調べるなんことがあるので、無理かもわかりませんが、できるだけ早く入札にできるように持っていきたいなと思っています。

それから、LEDについてはもう町も公の施設、何か所か変えたところもあるし、これからも変えていく予定であります。この前の新聞によりますと、もう何年か先には蛍光灯は生産停止と載ってしまっていて、必然的にそれまでにはLEDには変えていかなあかなという考えを持っていますので、できる範囲内でできるだけ多く変えられるように努力していきたいなと思います。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

辻岡議員さんにお答え申し上げます。

先生の言われる重大事態の対処でございます。6項目、自殺、障害、金品、あるいは精神、30日以上、一定期間という6項目があるんですけども、平成25年の9月に制定された、いじめ防止対策推進法というのがございます。それに基づいて今、いろんないじめの内容、精査しているところでございますが、その5章にやはり重大事態への対処ということで載っております。まず、設置者及び学校は事実関係を明確にするということ。そして、いじめを受けた児童、生徒及び保護者に情報を提供すること。そして、また地方公共団体の長に的確な報告をするということ。これが重大事態への対処ということになっておるわけでございます。

先生、お尋ねの、本町では発生はしておりません。

以上でございます。

○議長（中山 進）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

ありがとうございました。

最後に、ちょっと紹介したいものがあります。先ほど質問の中でも、岩手県の矢巾町での不幸な事件の紹介をしましたけど、先ほど、教育長がアンケートをとるだけではなくて、その後の生徒の見守りとか、生活ノートの点検とかおっしゃいましたけど、岩手県矢巾町の問題は新聞でも大きく取り上げられて何しましたけど、皆さん御存じやと思いますけど、いわゆる生活記録ノートに、自殺した生徒は必死で同じクラスの男子生徒4名ほどから毎日のように暴力を受け、苦しんでいる様子が書かれていたにもかかわらず、担任がまともに応えることなしに、記事が新聞にちゃんと載っていましたけれど、訴えている生徒と担任との会話がかみ合わないんですね。僕もかつて教師をやっていたから、教師であるから、ないからとは関係なしに、普通の人間として、この先生は何考えているんや。何でこんな問いにこんな答えを書くんやろか。そんなん、みんなが思ったと思います。こういう教師がいてるんかなと、ある意味で残念に思いました。

しかし、一番の問題は担任と生徒だけの問題ではなくて、クラスの中でやっぱり4人の生徒が1人の生徒を毎日のようにいじめていた。そのことを周囲の生徒らも知っていた。そのことをほかの先生らも薄々感じていたにもかかわらず、報告は重大事態ではないし、いじめの報告もないし、そんな中で起こった事件であります。だから、ある意味、学校というのは、いわゆる閉鎖社会、密室に近い。また、クラスは担任固有の密室、そんな部分もあります。だから、できるだけ学校を開放して、みんなの目に見えるようにということで、学校開放週間とかが設けられて、一般の人が自由に学校を見学できる制度も今あるんでありますけど、やはり何となしに、私らも学校を離れたら、学校の敷居が高いというのか、そんなものを感じて、気楽にそんなに行くことはできません。そういう社会であります。そんな中で起こった事件。だから、そういう悪い情報がみんなのものになって、みんなの力で解決できる仕組みを有田川町の教育委員会が中心になって支援していただきたいな、各学校を支援していただきたいと思っています。

ちょっと今月、12月1日の読売新聞にこんな記事があったんで紹介させていただきます。毎年行われている新聞コンクールの記事であります。日本新聞協会主催の新聞コンクールがことしも行われて、和歌山市にある四箇郷北小学校の6年の女生徒が奨励賞を受けました。この新聞コンクールというのは何かと云ったら、小学生、中学生、高校生が新聞記事を読んで感じたことなどを文章にして、新聞社へ投稿する、そういうものであります。しかし、これは1人だけでできるものではなくて、恐らくク

ラス担任の先生がいろいろ助言しながら取り組んだことだと思います。彼女が取り組んだのは何かといたら、これです。読売新聞の7月9日の朝刊に岩手中2自殺、学校SOSを見逃す、こういうタイトルで読売新聞の記事になりました。その記事を読んだ感想を感想文にしてそれで投稿したんですけど、きっかけをつくったのはやっぱり担任です。こんなコンクールがあるんやけどね、皆さん、新聞を読んで何しないとか言って、そういう誘導があったんであります。その中で選ばれて奨励賞をいただきました。それだけではなくて、クラスで取り組む、学校で取り組んだ結果、全体のものとなりました。だから、結果的に四箇郷北小学校、学校としても優秀学校賞をとっております。

だから、こういう学校にしてほしいな。悪いことがあったときに本当に何十人も先生がいてるのでありまして、1人でもいいから注目させて、それで生徒の意識を高めて、みんなものにして、そういういじめを起こさせない土壌づくりをする。私、個人的には大津事件があったときに、これも大津の中学生の自殺、これもテレビとか新聞で大きく取り上げられましたけど、それはいじめの最終やと私自身は思っていました。ところが残念なことに、その後も次から次と、特に小学生や中学生、高校生もときおりありますけど、最悪の自殺という形で終わる、そんな問題が本当に起こっています。なぜ、あの大津の事件があったのに、各学校、どう取り組みをしたんやと個人的に思います。あれだけ、朝から晩まで、ニュースといたら必ず、あの当時は大津の事件が取り上げられていました。最後は、前も言いましたけど、教育長が余りにも前面に出てこなかったのが暴漢に襲われるという、そんなことまでありました。全国の小中高校は全部注目して、うちではいじめのないようにとか思ったはずであります。しかし具体的にこれといった取り組みがなされていなかったから、また次から次へと出てくるんやと私は思っています。だから、そういう意味で四箇郷北のこの取り組みはすばらしいなと。これは先生だけではなくて、生徒も同じ意識を持っていると思います。いじめを許さない、そういう学校づくりに成功した例やと思います。それを評価して新聞協会が優秀学校賞を授与したんやと思っています。別に賞までもらうようなことまでしなくてもいいけど、それを目指して有田川町でも学校経営をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

○3番（辻岡俊明）

はい、結構です。

○議長（中山 進）

以上で辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 2番（小林英世）……………

○議長（中山 進）

続いて、2番、小林英世君の一般質問を許可します。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

ただいま、議長から許可をいただきましたので、通告書に従いまして、防災関係で2項目、5つの質問をさせていただきます。

1項目めは本町の防災に関する質問3つ、それから2項目めは広域の、少し地域を広げまして、広域連携というふうなことを念頭に質問をさせていただきます。

まず、初めに自主防災組織の災害時における初期活動についてお尋ねします。この質問は1年前に同様の質問をさせていただきました。そのときの町長の答弁ですけれども、安全に留意し、危険だと思えば役場に連絡してほしいとの答弁をいただきました。これは役場が機能しているということが前提だと思います。あのとき、私の頭の中には大規模な災害、南海トラフとか3連動とかということイメージしながら質問させていただいたんですけれども、町長の答弁と私の質問の思いがすれ違ったかなというふうな気持ちを持って、きょうは再質問させていただきます。

御存じのとおり、阪神淡路大震災とか東日本大震災、この中でやはり被災するのは、例えば行政あるいは消防、その他、全てが一度に被災する。そういうふうな震災を我々、この20年間、何回か経験しているわけでありまして。

きょうの質問ですけれども、公助が機能しないときに自主防というのが必要で、唯一頼れるわけでありまして。自分たちの助け合い、お互いの自助、共助で助け合うということがすごく大事になってくると思うんですけれども、それを強化していくというのが非常に大事で、しかもそれをサポートするのは行政だと、私は考えております。だから、自主防災組織は公助に頼ることができないときを想定して、さらに防災力を高めるということを目標にすべきだと思いますし、その方向で町もしっかり後押しをしていただきたいと思いますので、町長の考えをお聞きします。

それから、2つ目であります。2つ目は指定避難所の話であります。指定避難所を開設する場合、役場の職員がそこに出向いて開場して、設営していくというところが幾つかあると思うんですけれども、風水害の場合は前もって、どういうふうな形になるというのが、例えば注意報、警報というふうな形で出ていくので予測ができるわけですが、先ほども申しましたように、巨大な地震など、突然に起こった災害について、職員も被災するというような状況が想定される中で、誰が避難所を開けるのか、どういうふうにして避難所を開設していくのかという点であります。これも、どのように検討されているのかお聞きします。

3点目はヘリポートであります。3カ月ぐらい前ですかね、関東のほうで大水害が起こって、多くの方がヘリで救助される、そういうシーンが流れていましたけれども、本町でも土砂災害あるいは大地震でがけが、あるいは山が崩れるということが想定さ

れます。そうすると道が分断されてヘリで救助というようなことが想定されるわけです。また、ドクターヘリも今、活躍しておりますけども、そういうふうな点で、本町では21カ所、ヘリポートがあるとお聞きしているんですけども、その現状、それと課題があればお聞きしたいと思います。

以上が1項目でございます。

次に、2項目であります。まず最初は巨大地震が発生するという想定で30年以内に70%というふうなこと、そういうことを想定して、年に何回かいろいろ、例えば9月1日やったら防災の日とかいって準備する。あるいは、避難行動を実際に体験するというようなことをされていますが、もし巨大地震が発生した場合、このエリアで、有田川流域で、あるいは日高川流域でどのようなことが起こるのかというふうに考えますと、例えば南海トラフの場合は、近隣の有田市、広川町、湯浅町の死者の想定は5,500人、重軽傷者が3,000人以上、そういうふうな想定をされています。そういう地震が仮に予想されている場合、震災で保護されなければならないような、例えば入院されている方とか、介護施設におられる方とか、あるいはけがをされた人とか、そういう人がどのような避難行動をするかというふうに考えますと、私は前もってある程度広域で連携を想定して準備をしておくほうがよいのではないかとこのように考えました。実際に、そういうふうな連携がされているのか。そういうふうなことを想定して、話し合いがどの程度いつているのかというところをお聞きしたいと思います。これが1点目です。

それから2項目の2点目、最後ですけども、災害拠点病院というのが和歌山県に幾つかあります。この地方では、有田市民病院が災害拠点病院。それから、隣では日高総合病院が災害拠点病院になっています。市内では日赤、それから医大というふうな形ですけども、この災害拠点病院ともに、今、挙げた4つは津波の浸水地域なんです。津波の浸水地域に災害拠点病院があるということは、巨大地震の際に機能が維持できるのか、そういう懸念があります。建物がもし残ったとしても、インフラに重大な影響が出るというふうに初めから想定されています。

それで、非常に私はそれを懸念するので、和歌山県全体を見ていっても、紀ノ川流域に橋本、那賀という災害拠点病院がありますけども、あの流域は中央構造線に非常に近くて、かなり危険な部分もはらんでいます。ただし、南海トラフのようなものについては非常に、和歌山県では軽微な被害想定になっております。それから、南のほうは当然、南海トラフなんかだったら、津波があつという間に来るというふうな、非常に危険なところでありますが、県下でやはり災害拠点病院をどこにつくるのかというふうに考えれば、私は有田川町がベストの場所じゃないかなというふうに思います。まず、津波の被害がない。それから交通網ですけども、高速に近い。あるいは道路も紀北にも紀南にも別のルートで、国道以外の別のルートで確保できる可能性がある。こういうふうなときに、別に市民病院をやめよというんじゃないくて、バックアップ機

能として、我が町にぜひ最悪のときは有田川町があるというふうな災害拠点病院をやっぱり誘致すべきではないかというふうな思いがあります。

通告書には県立の病院、今、ありますから、こころの医療センターがありますから、そこを中心に施設を充実させるという方法もあるというふうに考えたんですけども、まだ、いろんな方法はあると思うんです。病院間の連携とか、そういうようなことも含めて、災害のとき、巨大な災害のときは有田川町が和歌山県の中心であるんだというふうな形にならないのか。これは町長のお考えをお聞きしたいと思います。

私の1回目の質問は以上です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、小林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、自主防災組織の初期活動についてでありますけれども、大規模災害が発生したときには、恐らく行政機関も麻痺して、また被害の大きさにより全てのことに行政が対応するのは非常に不可能だと思うし、困難だと考えております。

阪神淡路大震災の大災害では、家屋の倒壊のため、生き埋めの状態になった人の約75%以上の方が地域住民の方が助けられたという事例もございます。このような事例から見ても、地域住民自身が自分の命は自分で守る。自分たちのまちは自分たちで守る。このことが最も重要であると考えています。そういうようなことから、自主防災組織の方々には地元自治会とともに、その中心となっていただき、地元消防団と連携し、活動をお願いしたいと思います。

自主防災組織の初期活動に対し求められていることといたしますと、風水害と地震による災害のケースでは活動内容は少し違ってくるのかと思います。風水害のときは地域の情報の提供、避難情報発令時の避難の呼びかけ、要援護者の避難支援、避難所での運営支援等をしていただきたいと思いますと考えております。また、地震による災害の場合は当町では津波による大きな災害は考えにくいので、被災した後の活動になることから、まずは安否確認、地域の被害、被災状況の情報提供、被災者救出活動、要援護者の避難支援、避難所運営の支援、炊き出しの手伝い、火災初期の場合は消火活動等々を、余震がおさまるのを待って、気をつけながら行っていただきたいと思います。

また、自主防災組織の大切な役目として、平時における住民の防災意識の向上を図るための研修会の開催や、災害を想定して訓練の実施等を地元自治会、消防団、町と連携して実施し、災害時の備えを行っていただきたく考えています。

また、今後、町として自主防災組織の研修会を通じ、災害時の自主防災組織の活動について各地区に応じたマニュアル等の作成や、防災士の育成、推進を行っていきたいと思っております。

それから、2つ目の指定避難所についてであります。現在、学校施設、公民館等、

町有施設及び公共施設のない地域は、地区の集会所等を合わせて61カ所を避難場所として指定しています。また、そのほかに町指定の一時避難所として3カ所の指定も行っています。現在、避難所の開設は清水地域では大半が地元区及び地区の自主防災組織が開設、運営を行っています。金屋、吉備地区については町職員が出向き、開設運営を行っているところが大半であります。地震等、大規模災害の発生時には全ての避難所を同時に開設、運営を行うことは町職員の力だけでは非常に難しいと考えております。そのため、地元自治会、自主防災組織が連携し、避難所の運営を行えるよう取り組んでいきたいと思っております。また、開設につきましても、災害の状況によっては町職員による開設ができない場合も想定されますので、各施設の管理者と協議し、理解を得た上で、地元開設もできるように検討していきたいと思っております。

いつも、区長会さんともお話しするんですけども、61カ所の避難所、これで果たして十分に対応できるのかといえば、恐らくできないと思っております。大災害になったとき、各区でどこが一番安全か、どこへ寄るのが一番いいか、再度検討していただいて、町指定以外にも、その区、区で何カ所もそういう場所があると思っておりますので、今後検討していただかなくてはならないと思っております。

それから、ヘリポートの現状と今後の整備についてであります。当町のような非常に大きな面積を有する町では、ヘリは災害時や救急重症患者搬送に大変重要な役割を担うと考えています。現在、町有施設以外の緊急時使用可能な6施設を含め、29施設があります。そのうち、県のドクターヘリの離発着のポイントとして登録されているのが21施設、災害時の件の防災ヘリの離発着ポイントとして登録されているのが20施設となっております。

現在のところ、全ての事業において完璧であるとは言えませんが、おおむねカバーできていると考えております。

住民がドクターヘリを呼ぶんじゃないしに、まず救急車が行って、救急隊員がこれはドクターヘリを呼ぶのが適当か、適当でないかという判断をしてからドクターヘリを呼びます。ここから一番近いところ、今、広域連携で医大にもありますけれども、ここがいっぱい場合は、四国から飛んできたり、奈良から飛んでくることもございます。それにはやっぱりある程度の時間がかかるので、救急車がドクターヘリがおりのところまで、その時間内に行けるということがおおむねカバーは今のところできていると思っております。

2つ目の巨大地震と広域連携についてでありますけれども、巨大地震を想定した広域連携につきましても、現在のところ、和歌山県下消防広域相互応援協定、それから日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定、災害時における地域の安心の確保等に関する協定、また湯浅町とは全国醤油産地市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定を締結しております。災害時にはこれらの協定に基づき、近隣市町から応援要請があった場合はもちろんのこと、これらの協定市町村以外からも

要請があれば、できる限り応援や支援を行う必要があると考えております。

議員、御指摘の入院患者や介護施設に入所者の避難については、和歌山県下消防広域相互応援協定に基づいて、患者の搬送、あるいは医師会との災害時医療救護に関する協定に基づき、医療機関への応援要請、災害時における地域の安心の確保等に関する協定に基づき、介護施設に対して受け入れ要請を行いたく考えています。

また県が委嘱した災害医療コーディネーター、DMATの派遣や医療品の供給、病院への負傷者の受け入れ整備などを行うことになっています。

また、今後、支援要請があった場合、迅速かつ的確な支援活動が行えるよう、近隣市町村と具体的な支援について協議を行っていく必要があると考えております。大規模災害が発生した場合は、多くの医療機関の機能が停止、または低下することが予想されることから、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供するため、災害拠点病院、災害支援病院が指定されています。有田地方では、議員、御指摘の有田市立病院が災害拠点病院に、済生会有田病院が災害支援病院に指定され、医療活動の中核を担うことになっております。

また、先ほど言いました、災害医療のコーディネーター等の助言に基づき、地域災害医療対策会議から要請があった場合には、町内の病院にも協力を要請いたしたく考えております。

また、本町の県立病院のお話もございました。ここの整備についてであります、近隣市町村を見ますと、津波による病院施設の運営に支障を来す場合も考えることから、県立こころの医療センターを総合病院にし、有田地域ではなく、和歌山県の安心、安全の拠点として機能的役割を担うようにするのがいいと思いますが、県立病院であること、また広域的な医療体制については県の施策であると思われるので、機会を捉えて提案していきたいと思っております。

今まで、大災害、3連動とか東南海地震の想定というのは、長いこと出されなくて、今回、去年から初めて出されたわけでありまして。その中で、有田郡の1市3町については、こころの医療センターを何とか総合病院にしてほしいと。特に、産科を取り入れた病院にしてほしいというような陳情を、この3町ではよく行ってきております。おっしゃるとおり、今度は町村会の考えとして、もう1つ、ここら中紀であつたらえん違うかなということ、みんなに御協力をいただきながら、県への強力に要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 進）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

御答弁、ありがとうございました。

災害に関することというのは、想定によって対応が全部違います。日々、新しい情

報も入ってくるし、今までできていると思うところも1年、2年、たてば、また不備になっているかもわからない。だから、いつも今の時点でベストは何かということで、前へ進んで行ってほしいというふうに考えております。

自主防のことですが、これは先ほども話をさせてもらったんですけども、どの程度するかというのは、やっぱり有田川町、私も少しはかかわっているんですけども、危機意識は少ないです。だから、水、来いへんから大丈夫違うかとか、地震の想定なんかでも、震度6弱から強、これやったら余り被害ないん違うかと、そういうなのが頭の中であって、防災をどんどん必要やで言うときに、やっぱりどこかで安心で、情報をそのまま受けとめることができないということがあると思います。

行政のほうには、先ほどいろんな場所でしっかりサポートして行って、自主防災力を上げていくというふうに答弁いただいたんですけども、それを実施するとともに、できていないところをチェックする。チェックしながら次のことを実施していくということで、全体として防災力を高めていくというふうをお願いしたいと思います。

それから、避難所についてなんですけども、これも検討していただくということでありがたいんですけども、先ほどの広域との問題にもかかわるんですけども、例えば観光客が来てたら、その観光客も被災するわけですから、避難民。それから、向こうのほうから津波が来たぞといったら、やっぱり山のほうに逃げてきます。とすると、他町の町民もそういうふうな緊急避難所に入ってくることも考えられます。そのようなことで、うちのキャパを広げるということは、この有田川地方全体の安心、安全につながるという観点でお願いしたい。

ヘリポートの件については、今のところ現状でいけるというような答弁だったので、これはもう結構です。

それから、後の広域の部分なんですけども、やっぱり災害弱者というのは必ず想定されるわけです。今でもそうですけれども、災害弱者はある。しかも、津波等の浸水ではこの辺まで浸水するというのも想定されているわけです。そうすると、机上の空論に終わるかもわからないですけども、とりあえず、こういうときはこういうふうなことをしようぜというふうに取り決めるということは、いざという場合には必ず役に立つと思います。岩手なんかで、釜石の奇跡とかってありましたけれども、あその中学生たちは、私たちは奇跡ではないと。いつも、それを訓練でやってた。だから、いつもやっているから、いつもどおりのことをしたんだというふうに彼らは答えてくれています。だから、準備をしないと、起こってから考える、いろんな協定がありますけれども、協定を結んだだけで、実際に行動計画には至っていないわけで、その辺をしっかり押さえていただけたらと思います。

きょう、この質問をさせていただいたのは、やっぱり防災のことは、ともすれば忘れがちというか、置いてしまうわけで、1年に1回はこんな質問をして、皆の啓発につながればいいかなと思って質問させていただきました。

あと、町長、御感想等があればお答えください。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

答弁させていただきたいと思います。

この自主防災組織、本当に災害のときは非常に大きな役に立っていただけると確信を持っていますし、できたら100%、今年度中に目指したいという、多分3月議会で言ったと思いますけれども、80%できたんですけれども、ちょっと単独の区ではつくれない区も近年になって出てきまして、こういう区については近隣の区と組んでくれても結構やからつくってよということをお願いしております。いずれにしても自主防災組織の役割というのは非常に期待もしていますし、大きい意義があるんだろうなと思います。

それと同時に、今、釜石の奇跡というお話もありましたけれども、東北大震災を見てみますと、やっぱりいかに日ごろの防災意識、これが欠如していたんかなということがよく言われまして、僕も岩手県の高田町へ町村会の時代にミカンと梅とカキと10トン車にいっぱい持って行って、お話を聞いたんですけれども、その町なんか本当に10分もあれば役場の高台へ逃げられる場所です。ここでも何千人と死んでいる。何でなんって言ったら、幾ら言ってもお年寄りも逃げなんだと。こんなところまで津波が来るはずがないんやということで、逃げなんだということで、その点、釜石は常日ごろもそういうことを訓練をして、災害が起こったら、親子がばらばらになっても構わんさけ、まず逃げよと。あがだけ逃げよということで、待ってたら巻き込まれるということで、いろんな防災意識の高揚にずっと努めてきた結果がそういう結果で、本当に釜石の奇跡ということは、余り死者を出さなかったという教訓もあります。

そういった意味で、これから自主防災組織ももちろんのこと、町民の方々にもう少し防災意識を持っていただけるように、啓発していきたいなと思います。今、地震、来るでと言われても、自分のところ家に水とかそういうのを果たして置いてくれちゃうかといったら、なかなか置いていない。電池すら、すぐつくようなところに、とれるようなところに置いていない家庭がたくさんあると聞いていますので、ここら辺がほんまに災害が起こったときの問題点かなという考えを持っています。

それから、ヘリポートの件なんですけれども、おおむね賄っていつているんですけれども、救急車が来て、ヘリが来るまで10分ぐらいかかるそうです。10分の間に次のヘリポートまで行ければ、それでオーケーなんですけれども、ちょっと欠けているのが実は二川地区なんです。二川地区がちょっと10分以内にヘリポートまで運べないということがありますので、今、何とかして防災ヘリやなしに、ドクターヘリ、これが下りるところが、これは防災ヘリと違って小さいので、おりるところがないかということで、今、見にきてもらっているようであります。これも1回、できれば二川地

区にもヘリポートを建設していきたいなと思っております。

○議長（中山 進）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

最後です。

自主防が今、80%ぐらい、100%を目指すんだというふうにお聞きしました。パーセントも大事なんですけれども、実際に機能しないと意味がないと思っています。やはり、隣近所の顔が見える、あそこの家に何人住んでいるというのを知っている、どんな人がおる、そういうふうな近所づき合いがしっかりしているところだったら、僕は余り自主防って要らんと違うかなと思うところもあるんです。でも、新しい家が建った。アパートに何人か住んでいる。余り顔も見たことない。挨拶したこともない。そういうところで自主防災活動を実際に定着させるのは物すごく、まあ、難しいという部分もあります。だから、そういうふうな、場所、場所で実態が違うんだということを踏まえて、やはり自分たちが何とかせんだらどうにもならんというふうな状況というのが来るんだということをうまいこと伝えていけるように、行政のほうもサポートしていただいたらというお願いを最後に、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山 進）

答弁はよろしいですか。

○2番（小林英世）

結構です。

○議長（中山 進）

以上で小林英世君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時15分から再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 12時09分

再開 13時15分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中山 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順5番 14番（増谷 憲）……………

○議長（中山 進）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、3つの問題について通告をさせていただいております。

まず1問目は介護保険制度の問題であります。新総合法が成立し、要支援1、2と認定された介護サービスを受ける人の8割が利用するホームヘルパーによる訪問介護、デイサービスなどの通所介護を保険給付から外すこととなります。そのかわりに市町村が実施する地域支援事業に新しいメニューとして、つまり介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事業として代替サービスを提供することとなります。しかし、この新事業は予算には上限がつけられ、自治体は給付費の大幅な抑制を迫られます。厚生労働省が示した新総合事業の、いわゆるガイドラインでは、1つは低い単価のサービス利用の普及、2、認定に至らない高齢者の増加、3、自立の促進という3つのやり方で事業の効率化を図るよう自治体に示しています。この1の問題では、1の低い単価のサービスの利用、普及とは、ヘルパーなど、介護職によるサービスを非正規やボランティアなど、人件費の安い非専門職のサービスに置きかえていくということです。要支援者向けの代替サービスには既存の介護事業所による専門的サービスとボランティア、NPO、民間業者などに委託する、いわゆる多様なサービスを割り振ります。2つ目の認定に至らない高齢者の増加とは、要介護認定を受けない人をふやすということです。窓口の担当者が要支援相当と判断した場合は、要介護認定を省略して代替サービスを割り振ることが可能となります。3つ目の自立の促進とは、介護サービスにお世話にならないということです。要支援状態からの自立に向けた目標を持たされ、町から目標達成、状態改善とみなされると、単価の低いサービスへの転換や、サービスの打ち切りが求められます。

このようにガイドラインは安上がりサービスへの置きかえ、要介護認定を受けさせない、いわゆる水際作戦となります。介護サービスを受けないという3つの方法を示した上で、現行制度のままなら毎年5%から6%のペースで伸びていく要支援者サービスの給付費の自然増を後期高齢者の人口伸び率を3%から4%に抑え込むよう指示されています。これが実行されれば、要支援者の訪問通所系サービスの給付費は全国で見ますと、2025年度で800億円、2030年度で1500億円、そして2035年度で2600億円もの縮減になると試算されています。この目標を達成するため、各自治体の代替サービスの事業には当該自治体の後期高齢者の人口伸び率に基づいた上限がつけられます。上限を超えた超過部分には国庫補助を出さないというのが厚生労働省の方針です。そうなれば市町村は3つの手法によるサービスの利用制限や利用者の自己負担増に行かざるを得ないことになってしまいます。政府、厚生労働省はこれまでもヘルパー派遣の回数制限や1回当たりの介護時間の短縮など、給付抑制をしてきました。今回の改正は保険制度の枠内での給付抑制を踏み越えて、要支援者を丸ごと保険制度の枠外に追い出し、非該当と同じ扱いにすることによる給付費の削減しかないのではないのでしょうか。

そこで、当町も移行する総合支援事業の全体計画はどこまで協議されていて、その内容はどのようになっているのでしょうか、示していただきたいと思います。その上で、まずお聞きしたいのは、まず訪問通所型サービスAという事業があります。これは資格がなくても研修を受ければできる、有資格者が15人に1人の配置でよいということになっています。訪問通所型Bは住民主体による支援、有償、無償のボランティアでよく、人員や設備の基準がありません。訪問通所型Cとは短期集中予防サービス、以上の3つの事業があります。今後、これらのメニューを進めていかれるのでしょうか。

2つ目に総合事業によるサービスのみの場合、担当窓口での対応について、25項目の基本チェックリストのみの判断で行うのでしょうか。これは介護や支援が必要かどうかを判定するものではありません。また、住宅改修や福祉用具貸与、購入はできるのか、納得いかない場合は不服審査請求はできないともお聞きしていますが、こういう場合の対応が要るのではないのでしょうか。

3つ目に、要支援サービス事業の受け皿については、住民主体のボランティアを中心に考えているのでしょうか。また、要支援サービス事業の報酬単価はどうでしょうか。

4つ目に、介護予防手帳の導入を検討されているのでしょうか。

5つ目に、ケアマネジメントの期間限定や簡略化、初回のみ導入を考えているのでしょうか。

6つ目に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の費用の上限枠を設けられるのでしょうか。以上です。

次に、介護報酬の引き下げの問題であります。介護労働者の平均月収は20万8,000円です。これは全産業の平均29万9,600円を大きく下回っています。そして、そのことが深刻な人手不足を招いています。劣悪な労働条件の根本要因は介護報酬が低過ぎることです。2003年に2.3%、2005年から2006年にかけて2.4%の削減をしてきました。さらに安倍内閣になって、さらに6%の削減をしています。処遇改善部分を加算したとしても、報酬全体が下げられれば、事業所経営の見通しが立たなくなれば、待遇労働条件の悪化は避けられないのではないのでしょうか。介護現場は命にかかわる仕事をしているところであります。若いマンパワーがなければ成り立たない職種であります。

そこで、まず町長の認識を伺いたいと思います。そして、介護報酬の引き下げにより町内業者はもちろん、全国の事業所が悲鳴を上げています。この実態について町内業者の実態調査をされておられるのでしょうか。さらに、国へ介護報酬を引き上げるよう、県下の自治体が一致団結して、協力して要請すべきではないのでしょうか。これで第1問を終わります。

次に、第2問のT P P問題における農業への影響についてであります。政府は去る

10月5日に大筋合意したと発表したTPPは、現在12カ国が関税を撤廃するなどとして、自由貿易を広げるために協議しています。米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、農産物重要5品目で、3割の品目の関税を撤廃します。関税が残った品目でも米で特別輸入枠の新設、牛肉、豚肉で関税の大幅削減など、総崩れの状態であります。重要5品目を交渉しないよう求めた国会決議にも真っ向から反します。過去に関税を撤廃したことのない農林水産物834品目のほぼ半数で関税が撤廃になります。政府は関税撤廃ではないから、全国決議は守ったと言いますが、国会決議違反は明瞭であります。

しかも野菜、果物、水産物、木材などの関税をほぼ全面的に明け渡したことも重大であります。仮にTPPが発効して、一時的に安い輸入品が出回ったとしても、国内生産が破壊されたら輸入品の値上げは間違いないと思います。農業がだめになっても影響を受けるのは消費者と私たち小規模の生産農家であります。農林水産省が2010年に行った試算では、関税撤廃によって日本の米の自給率は1割以下、国民が食べる米の9割以上が外国産米になり、その結果、食料自給率は39%から13%へ落ちると試算しています。TPP参加と食料自給率の向上は両立しません。

競争相手は世界で最も農産物の安いアメリカとオーストラリアであります。1戸当たりの耕地面積が日本の100倍のアメリカ、1500倍のオーストラリアと競争できる農業などというのは、国土や歴史的な条件の違いを無視した暴論ではないでしょうか。アメリカ農務省がTPP合意で2025年までに関税が完全撤廃になった場合に、12カ国の農産物貿易がどう変わるか予測した結果によりますと、輸出額が85億ドルふえて、そのうち32%をアメリカで占め、58億ドルふえる輸入額の70%は日本に押しつけられるとなっています。これが通れば、農業、農村の危機的現状に追い打ちをかけるとともに、農村や国土の荒廃を広げ、世界最低水準の食料自給率をさらに低下させ、私たち国民の生活基盤を根本から脅かします。

しかも、この問題を捉えて、ピンチをチャンスにと、国内対策をとるから大丈夫のような印象を与えていますが、米などの過去の事例で明らかではないでしょうか。対策をとれるというのであれば、なぜ早くからとれなかったのでしょうか。大筋合意は最終文書ではありません。今後、未決着の分野を解決し、協定文の作成と調印、各国の国会決議が必要です。アメリカでは議会関係者や業界団体、大統領候補もTPP協定に不支持を表明するなど、TPP賛成派は少数であります。アメリカ議会で批准されなければ、TPP協定は潰れます。TPPからの撤退こそ最も確実な対策ではないでしょうか。

さて、和歌山県は県内において農林水産物23品目で、54億8,000万円の影響を受けると試算しています。特に影響が大きいのは温州ミカン、中晩柑などのかんきつ類であります。何も対策をとらなかった場合、年間算出額は最大で12.7%で、35億7,000万円の減少になると試算しています。温州ミカンでは10%の減収、

有田川町では平成25年度の実績が4万6,030トン、74億円ですから、その10%だと、4,603トンの減で、7億4,000万円の減収となります。ハッサクも現在のオレンジの関税、32%と同程度の値下がり強いられると想定しますから、ハッサクは平成25年度で2,270トンで、2億3,000万円ですから、有田川町では726トン減の7,360万円の減収となります。県内のかんきつ関係だけで35億7,000万円の減収、米で12億4,000万円、農産物全体で51億5,000万円、林産物で300万円の影響が出ると試算しています。有田川町において市町村民経済の総生産においては、平成22年度の数値しかありませんが、この農業関係だけ見ましても、64億6,400万円も算出しています。これへの大きな打撃となってしまいます。有田川町への影響も大きいと思いますが、ミカンなど考えられる農産物への影響の試算はいかがでしょうか。

2つ目に、町長の認識はいかがでしょうか。

3つ目に、国へ対応を求めるべきではないでしょうか。

さて、最後の質問に移ります。保育所の保育料についてであります。さて、皆さん、保育料が引き上がった問題は御存じでしょうか。町内の保護者や関係者から、なぜ保育料が上がったのかと問い合わせがあります。これまで保育料は世帯の所得税額、所得税が非課税の場合は住民税額を基準に計算されてきました。ところが、計算方法が変わりました。世帯の住民税所得割課税額を基準に計算にされます。また、これまで扶養している子どもの数に応じた額を、課税所得から控除した上で、所得税を再計算し、いわゆるみなし控除をしていましたが、これがなくなりました。所得税は当年の所得に対して課税されますが、住民税は前年の所得に対して課税されます。このことで影響を受けるのは、例えば育児休業を取得したなど、所得が大きく減少した場合です。そして、子ども・子育て支援制度が実施されるに当たり、これまで実施してきた年少扶養控除の制度がなくなり、再計算しなくなったからであります。年少扶養控除はゼロ歳から15歳までを対象として、2人までを所得税から38万円、住民税から33万円の控除が認められていました。しかし、平成22年度の税制改正で廃止となってしまいました。これで平成23年度の所得税、平成24年度の住民税から年少扶養控除を引けなくなりました。住民税にはこうした控除がないため、子どもが多い世帯ほど保育料が上がる傾向になります。ですから、保育料負担増の影響が出たわけがあります。ただ、保育料は平成26年度まで、みなし適用して、影響の出ないようにしてきました。しかし、平成27年度からこの制度もなくなり、今、入園している園児については卒園するまで適用となり、新規で入園する園児には適用しないとなりました。このことで、いわゆる多子世帯、子どもの多い世帯ほど保育料が上がることになりました。

そこで伺いますが、当町では年少扶養控除の廃止によって保育料に影響を受けた世帯数はどのくらい出ますか。また、扶養控除の廃止により保育料の上った世帯数は

でしょうか。そして、どの階層からどの階層になったのか示していただきたいと思います。

最後に、子どもの人数が多い世帯ほど保育料負担が大きくなります。よって、みなし算定することを求めて、以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の介護保険制度などについてであります。介護予防、日常生活支援総合事業は平成26年度の法改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護が総合事業の枠組みの中で実施されることとなりました。平成29年4月までには全ての市町村で実施することが義務づけられていますけれども、サービスに対する需要や、事業者の動向、財源等の観点から、実施時期を検討しているところであります。総合事業に移行する訪問介護と通所介護につきましては、当面、現行の基準のサービスを継続して提供することを予定しており、多様なサービスについては介護事業者に対し、担い手としての意向調査等を実施していきたいと考えております。

今回、創設されました総合事業につきましては、地域における支え合いの地域社会づくりであることを基本として、それぞれの地域に沿った介護予防を進めるため、総合事業の実施と並行する形で、新たに生活支援コーディネーターと介護事業者や地域団体等の関係者による共同体を設置し、関係者間のネットワーク化やボランティアの活用、多様な地域団体の要請等、介護予防、生活支援サービスの体制整備に取り組んでいきたいと考えております。

訪問型介護サービスにつきましては、多様な生活支援ニーズにも柔軟に対応できるよう、また、通所型のサービスにつきましては、地域の身近な場所に介護予防の場をつくっていき、それぞれの方に応じた生活機能の維持、向上を積極的に図るなど、地域の状況や利用者のニーズに柔軟に対応したサービス提供を構築していく中で、訪問型、通所型サービス、ABC類型の構築に対応していきたいと考えております。

次に、総合事業によるサービスのみの場合、担当窓口での相談のあり方、基本チェックリストのみで判断かという御質問でありますけれども、担当窓口での相談時に明らかに要介護者と判断できる場合は、要介護認定申請への誘導を、総合事業のみを利用するケースにつきましては、基本チェックリストから介護予防ケアマネジメントにより、介護予防、生活支援サービス事業や、一般介護予防事業等の総合事業によるサービス提供を行うことを予定しております。

要支援サービス事業の受け皿については、既存の事業所及びシルバー人材センター等が考えられます。しかし、既存の事業所以外の受け皿については整備に時間がかかるため、当初からの運用は非常に難しいと考えております。

報酬単価及びケアマネジメントについては、平成29年4月当初においては、さきに述べたとおりの理由で、既存の制度の中で運用していきたいと考えております。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護の費用の上限設定でありますけれども、サービスの使い放題とは行かないため、上限を設定したいと思っております。介護予防手帳の導入につきましては、有田川町の包括支援センターで作成しました、もしもノートが有田郡市内統一の個人情報情報を保管するものとして採用されましたので、これを使用していきたいと考えております。

次に、介護報酬引き下げについてでありますけれども、平成27年度の介護報酬改定は2025年、平成37年に向けて、将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという、地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、中重度の要介護や認知症高齢者への対応のさらなる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方にに基づき行われたものであり、これらとともに賃金、物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は全体でマイナス2.27%となりました。

町内事業所の実態調査については実施しておりませんが、事業者からの聞き取りでは極めて厳しい状況であると聞いております。国や関係機関におきましても、平成27年度の介護報酬決定の効果の検証や、平成27年度介護報酬改定に関する審議報告において検討が必要とされた事項に関する実態調査を行うことを目的として、社会保障審議会、介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会が設置され、介護報酬改定検証研究調査が行われております。こうした状況も踏まえ、国への引き上げ要請については、介護報酬が上がると保険料も上昇するという仕組みの中では、慎重に対応する必要があると考えます。

2つ目の保育料について、新制度施行に伴う所得層決定の制度改正の主なものとして、年少扶養控除のみなし適用の廃止があります。これは国の方針であります。また、年少扶養控除の適用廃止となった国の理由といたしましては、市町村の事務負担が大きいこと、年少扶養控除等が廃止されて、一定期間4年が経過していること。その後、そのほかの税制改革が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になってくる可能性があること。また、所得階層に用いる税額を極力中立になるよう設定していることなどの理由により、みなし算定を行っておりません。御質問の数値につきましては、部長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

3つ目のT P P問題でありますけれども、このT P P問題につきましては、もう3年ほど前から全国町村会挙げて、反対をずっとしてまいりました。交付税の削減も含めて、大きな町村会の、その年の要望活動として、このT P P問題、絶対、道州制は反対やとか、その中の大きな項目でT P Pへの反対は、もう全国町村会で3年間続けてやってきたんですけれども、残念ながら要望として受け入れられなかったというこ

とで、先ほども議員さん、おっしゃったとおり、アメリカ議会、今度の大統領候補、悪いとは言えへんのやけど、まだ説明不足やし、まだまだ不備な点があるんで反対やという意見も出されております。これはアメリカ議会が批准しなければ通らないという制度であります。それを見守っていきたいと思います。

まず、ミカンなど考えられる町内産物への影響の試算についてでありますけれども、和歌山県が行ったＴＰＰによる県内農産物の影響額の試算では、かんきつ類について産出額減少率は１２．７％となっており、その産出額減少率を当町に当てはめて計算しますと、かんきつ類産出額は１０億円程度、キウイフルーツやトマトを含めた農産物については１１億円程度の影響があると考えられます。

次に、認識はどうかという御質問でありますけれども、私の認識といたしましては、ＴＰＰ参加で関税が撤廃され、輸入のかんきつ類がこれまで以上に入ってきた場合、中晩柑類の競合は間違いないと考えております。最近では外国産オレンジも糖や酸度センサーを導入するなど、品質が上がってきていると聞いております。それに加えて、関税がなくなれば、影響は大きいし、ほかの輸入果物との競合も出てくるのではないかとこの心配もございします。

また、稲作の生産量は少なく、自家用や地元消費中心であるため、安い外国米が入ってきて、相場が下がれば、つくる人がなくなって、さらに耕作放棄地がふえるん違うかなという危惧をしております。

今後は難しい問題もありますが、低コストで高品質な品物をつくる取り組みや、県とも協力して輸出の販売を開拓するなど、攻めの農業に力を入れることが大事であると考えております。

最後に、国への対応を求めるべきではないかという質問についてでありますけれども、さまざまな分野から総合的に判断し、当地域にとって不利益とならないよう、十分な対応を求めていきたいと思っております。

これが実際行われた場合、ある程度マイナスばかりではなしに、加工品の輸出とか、そういうやつが日本の製品が物すごいふえるん違うかなと。ただ、生果の輸出については関税が撤廃になっても、ＴＰＰが批准されても、検疫の問題があって、生果はなかなか輸出できないと思いますけれども、そのかわり加工品については余り関係なしに、市場が広がるん違うかなという考えを持っています。できるだけ、そういったマイナスの面ばかりに気をとられるんじゃなくして、どんなにしたら攻めていけるかということも含めて、今後、検討していかなくてはならないと考えております。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員の御質問にお答えします。

保育料についてでございます。御質問の各数値につきまして説明させていただきます

す。まず、平成26年度までの計算方法、また平成27年度でみなし適用した場合を試算したところ、次の結果となりました。1番、年少扶養控除廃止により、保育料に影響を受けた世帯数、10件。2番、年少扶養控除の廃止により、保育料の上がった世帯数は4件。3番、保育料はどの階層からどの階層になったかということです。4階層から5階層まで、2件。6階層が7階層に、2件。あと、4階層から3階層に6件。減っている分も4件あります。また、上がった4件の世帯は、所得についても若干上がっている部分もございます。

以上のことから、みなし算定してもほとんど、我が町には影響ないと判断しております。

以上です。

○議長（中山 進）

補足説明はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、介護保険制度の問題についてであります。まず1点目は、今年度の3月時点といいますか、要支援者1と要支援者2で合計何人おられますか。そのうちサービスを受けている方は合計何人おられますかというのが1点。

2つ目に、要支援者が受けているサービスの主なものはどんな事業ですか。

3つ目に、実施時期の問題であります。明確に述べなかつたんですが、最終、平成29年度の実施ということで把握させていただいていいのかどうか、その点が3つ目です。

それから、4つ目に訪問通所型サービスAとかBでの対応の問題であります。一旦、専門的サービスを割り振った人でも、行く行くは多様なサービスへの転換を進めていくというのが厚労省の方針でありますから、多様なサービスへの移行をする場合、どのようなところへのサービスを予定されているのか。例えば、先ほどもちょっとありましたけれども、地域のボランティアという場合、高齢化が進む中で実際、役員のなり手がないうちで恒常的な運営ができるのかどうか。心配するのは、有無を言わず移行させるようなことをしないのかどうか、その点なんです。特に、介護予防支援、訪問介護、福祉用具の貸与、通所介護、これが多い事業の内訳ですが、これらが今までどおり維持されていくのかどうかですね。

それから、5つ目に要介護認定を承諾された人は要支援者と呼ばれず、非該当と同じ扱いになりますから、このように要支援相当の人を安上がりサービスへと進めていくって、保険制度上の要支援者という存在をなくしていくことにつながっていくんだと思います。厚労省が実施する予防モデル事業などで、今回の法改正を先取りして実施している自治体があります。そこのやつを調べますと、町が要支援者を説得し

て、強引に介護サービスを打ち切ったり、要介護認定の更新を受けさせないなどの事態が起こっていると聞きました。だから、こういうことが起こらないように対応していただきたいなということです。

それから、6つ目に賃金アップを図るためには保険料に反映させないために、介護報酬とは別建ての国費を直接入れることが求められます。でないと、やっぱり保険料が事業費にはね返ってきますので、別建てで考えなければならないので、そういう制度化が要るのではないかということで、国へ求めていってほしいと思います。介護報酬削減の根拠として、介護事業所を収支差は一般中小企業より良好だと。しかし、介護事業所の経営状況は地域や分野によって、大変大きな格差があると。先ほどもちょっとご説明があったと思いますが、財務省は介護報酬を全体を引き下げても、介護職の処遇にかかわる部分だけがふえればよいと言っています。しかし、処遇改善部分を加算したとしても、報酬全体が下げられて事業所の経営の見通しが立たなくなれば、待遇や労働条件の悪化は避けられないと思います。介護職の常勤化と人員配置基準の改善がやはり要ると思います。

ここで、県内の状況を調べた調査があります。県社会保障推進協議会が県内の通所介護事業所、報酬改定で最も下げ幅が大きかった事業の内容についてアンケートを行っています。100の事業所から回答を得ていますが、これによりますと、時間給は平均で822円。4月の介護報酬改定で減収した事業所は81%。平均で14.1%。これは小規模通所介護事業所になります。減収幅が10%を超える事業所は77%にもなります。加算を取得して、経営改善を行った事業所は56。介護職は充実しているかに対して、51%が不足と回答。7%が大変不足と回答しています。職員が不足している理由として、賃金水準が低い、34件。社会的地位が低い、22件。労働がきつい、18件です。国は加算を取得すれば、平均で2.77%のマイナス改定にすぎないと説明しているようですが、アンケート平均では10.7%の減収ですから、10%以上の減収は約半数になってしまいますから、これは当てはまらないと思います。事業所の中止を検討する事業所が3カ所にも及んでいます。今後、要支援を受け入れないとする事業所も出てくるのではないかと考えます。効率化を図るためにデイサービスを週6日から5日に減らす、食事代を引き上げる、事業を継続するには職員の給料を下げる、パートをやめさせる、利益が減少し、人件費を出せないし、人員を補充できない。加算をとらずに職員の給与を据え置いた方が出たなど、まさに大変な状況です。介護報酬を引き上げながら、事業所の雇用管理や法令遵守を図り、正規化、常勤化の流れをつくるのが大事です。高齢者の尊厳を大切にした介護を行うためにも、介護職の人員配置基準を改善し、介護報酬を評価することが必要であります。ですから、この介護保険制度はもともと出発時には、交付金制度で介護報酬とは別枠のもとでありましたが、それをかえて保険料にはね返るようにしたのが問題であります。ですから、国へぜひとも意見を上げていただきたい。これは介護保険制度が続く限り、

永遠の課題となってしまいます。

さて、今の政権は消費税増税前に、増税で財源を得られたら1兆円の国費を入れて、介護保険の公費負担割合を現行の50%から60%に上げると言っていましたが、増税が決まった途端にそれがほごになり、しかも介護職の低賃金の改善は2016年の1億総活躍プランに盛り込むと聞いていましたが、それも2016年以降に見送られてしまいました。私どもは先ほど言ったとおりの別枠で考えることをぜひ求めたいと思います。

最後に、総合事業への移行の問題ですが、実施主体の市町村にとっても大変苦勞の要る事業だと思えます。要支援1、2はもともと介護の1などに入っていた方々であります。その要支援者の保険給付は重度化を防ぎ、日常生活を維持することが目的となっていますが、これに反して、要支援者の保険給付費は介護給付費全体の3%、有田川町の約7%しかないのであります。介護保険料からは抑制効果はわずかではないかと思えます。長期的に見れば、要支援者の重度化が進み、逆に給付費がふくらんでいくのではないのでしょうか。要支援者の実態、心身の状態、日常生活の自立度、世帯状況、所得状況やサービス内容、サービス効果を把握した上で、今後、ぜひ事業化を進めるに当たって、ぜひ盛り込んでいただきたいと思えます。

以上のことを踏まえて、今後の進捗状況、取り組み状況について再度、答弁することがあれば、この問題で答弁していただきたいと思えます。国への声をぜひ上げていただきたいというのもあわせてお願いしたいと思えます。

それからTPP問題ですけれども、この間、我が町も単独事業でいろんな農業政策をやってきました。モノレールの設置や園内道の設置をやっています。しかし、一向に経営状況や農家の所得がうまいこと行かないのはなぜなのかという問題。こういう状況の中でTPPが入ってくるということは、一層、農家への影響が大きくなるということで、私は再度、まだ決まったわけではないですから、ぜひ国へ対して、それはだめですよと言っていたきたいのと、農産物の6次産業化の問題で1つ提案したいと思えます。農業の活性化と雇用対策の面からなんですが、三重県の相可高校というところがあります。ここは高校生レストラン、まごの店というのをやっております、大変有名であります。食物調理科というのがある、実習を兼ねて食堂の営業をしております、年間4,000万円ぐらいの利益を上げているということです。こういうことから、地元のミカンなど、果物の消費拡大と高校生が卒業しても地元で働けるような観点から、有田中央高校に農業進学コースと農業経営コースがありますから、ここを活用して、地元のミカンなどを使って、例えばパティシエ養成学科などを検討していただいて、パティシエを養成して、地元の農産物、特に果物を使って、地元でそういう店をつくって売るといったシステムができないのかどうか。この間、産業まつり、清水まつりでしたかね、そのときにも毎年のように有田中央高校の生徒が山椒を使ってケーキなどをつくってコンテストをやっていましたね。まさしくああいう

形で実現化できないのかということ、やっぱり地元の若い人がそういう頑張る姿を見せれば、高齢の農家の方なんかもっと頑張る意力も出てくるのではないかと思います、その点、いかがでしょうか。

それから、最後の保育料の問題ですけれども、この影響は少ないということですが、これは全体を調べたわけではないですね。その点、また後で。これは毎年、このことによって影響が出てくるところも出てきますので、私はやはり対応を求めたいと思うんです。厚労省がつくった自治体向けFAQ、第7版という説明の文章には、市町村の判断で新規利用者も年少扶養控除を加味して、利用者負担額を設定することを妨げるものではありませんということで、全国からいろんな問い合わせがあって、再度、こういうふうに文章をつくりかえてやっても構わないですよとなったんで、ぜひ、対応を求めておきたいのとあわせて、その分の予算措置も国へ要望していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

福祉保健部長、辻勇君。

○福祉保健部長（辻 勇）

それでは、増谷議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目の認定者数とサービス利用者数の件ですが、平成27年3月31日現在、要支援1と要支援2の認定者数は543人で、そのうちサービスを受けている方は348人です。

続きまして、サービスの主なものは何ですかということですが、介護予防支援を除けば、利用サービスが一番多いのは訪問介護、以下、福祉用具貸与、通所介護、通所リハというふうになっています。

続きまして、実施時期ですけれども、2017年、平成29年4月1日を予定しております。

続きまして、サービスの受け皿、サービスの維持の件ですが、平成29年4月1日からの総合事業への移行を考えていますが、たちまち多様なサービスを提供するには、受け皿の整備等の関係で非常に難しいと考えております。移行当初は既存の事業所が既存のサービスの提供をすることになるというふうに考えております。その後の多様なサービスの提供は環境が整った段階でのスタートということになります。受け皿といたしましては既存の事業所、シルバー人材センター、それから地域のサロン等が考えられます。

サービスの維持ですが、訪問介護、通所介護のサービスは総合事業へ移行するため、要支援1、要支援2の介護認定を受けられた方及びチェックリストで総合事業対象者に該当された方は利用ができます。その他のサービスにつきましては、現行制度のとおり、要支援の介護認定を受けられた方のみが利用となります。

続いて、モデル事業で実施している自治体では、サービスの打ち切り、また更新を受けさせない等の事態が起きているという質問ですが、総合事業に移行いたしましても、町としての対処は現状とは何ひとつ変わらず、誠実に対応していきたいと考えております。

続きまして、介護報酬の引き上げの声を上げるべきではないかということですが、これにつきましては、町長答弁のとおり、社会保障審議会、介護給付費分科会に介護報酬改定検証や研究委員会が設置され、今後も介護報酬改定検証・研究調査が行われますので、その動向を注視していきたいと考えております。

その中で、介護事業の経営実態調査というのが、この内容ですけれども、経営の実態であったり、介護職員の処遇改善、こういうものがどうであったかというのを平成26年度、平成27年度の改定前と改定後の2年間のデータを把握して、平成28年に調査、集計します。それから、改定2年後の平成28年度の状況を平成29年度に調査、集計して、その実態がどうであったかというふうな調査をするということが現在考えられています。こうした調査に基づいて、次期の介護報酬改定のほうに反映していきたいというふうに、国の方針はなっています。

以上でございます。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

TPPの国への要望ということでもありますけれども、これはいつでも町村会でも説明不足違うんかというような意見もたくさん、今でも出ていますし、特に東北の大きな米の産地のほうは、これは非常に死活問題やということで、大きな問題になっています。恐らくもう少し説明せえとか、このことについての手当て、豚と何か、マイナスの何％を補償するという、2品目ぐらいは出たんですけれども、そのほか余り出てないんで、これから国のほうの意見を聞きながら、これは恐らく有田川町だけじゃないんで、全国の地方自治体全てにかかわることなので、国のほうへの要望はみんなとなって一緒に活動をしていきたいなというふうに思います。

それから、もう少し農業所得を上げられんのかという話で、有田中央高校の生徒の話が出てまいりました。ここの農業クラブは非常に熱心で、山椒を使ったスパイス、3つやっていますし、稲作したり、いろんな活動、本当に熱心にやって、全国大会でも発表して非常に優秀やということで表彰も受けております。おっしゃったとおり、もう少し、山椒だけじゃなしに、ミカンを使った地域独特の製品ができんか、学校へはよく行かせてもらうんで、校長先生あるいは生徒の方にも話をして、何かそういう新しいものができんか検討していただくようにしたいと思います。

○議長（中山 進）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

私のほうからは、生産性向上による低コスト化のための園地改良等への取り組み、それから、高品質化による価格アップのための取り組み等、平成26年度の実績を申し上げたいと思います。

まず、生産性向上による低コスト化のための園地改良の取り組みについてでございますが、果樹経営支援対策事業という補助金制度がございます。それを利用しまして、優良品目、品種への転換及び園地整備等が行われて、生産性の向上による低コスト化に努めております。平成26年度の実績といたしましては、町内で83園地でモノレールの整備をしております。受益面積につきましては32万5,447平方メートル、事業量は7,502メートルとなっております。事業費は7,407万7,658円、それに対する補助金につきましては3,429万5,244円となっております。

それから、優良品目、品種への転換についてでございます。79園地、受益面積にいたしまして6万9,557平方メートル、補助金は2,698万7,877円となっております。

その次に、高品質化による価格アップのための取り組みということで、糖度センサー等の導入ということでございますが、有田川町の大規模共選はもう既に糖度センサー等を設置済みと聞いております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中山 進）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

保育料についてなんですけども、年少扶養控除の廃止の計算なんですけども、増谷議員がおっしゃったとおり、全体を調べておりません。半分抽出しまして、2倍というような格好でやっております。全体の半分以上を抽出しております。

町長もお答えさせていただいたんですけども、この制度改正については、まず町村の事務負担が大きいことということで、それに伴って廃止ということで行っています。今回、また、みなしをするということ、算定するということは、また事務量もふえるということで、国の大前提の事務を減らすということを基本に考えていますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度などの問題についてであります。とにかく制度が大幅に変わ

りますから、サービスを利用する方にとって本当に不便や、困らないように、まだわからないことがいっぱいありますから、ぜひ真摯な態度で、できるだけ制度を十分生かせるような努力をしていただきたいなというのを担当課に求めます。

介護報酬の問題でいえば、先ほどアンケートを御紹介したように、やっぱり事業所さんは大変困っているというのが実際、そういう状況だと思うんですよ。これ、一部の事業所の範囲しか調べていないんですけども、全事業所を調べたら本当に大変な状況にあると思います。介護事業はやっぱりマンパワーが中心ですから、人材を生かせるにはそういう改善がぜひとも必要だと思います。ぜひ、国へ声を上げていただきたいなというふうに思います。

それから、T P P 絡みなんですけども、知事さんなんかは自己対策を強調されて、国へいろいろ言っていきたいという、新聞に載っていますけども、有田川町もかなりこれまで農業施策の充実のために年間、中山間の事業なんかも入れますと、2億4,000万円ぐらい、毎年つぎ込んできているわけですよ。それでも、なかなかしんどい状況でしょう。だから、自己対策といっても、それ以上の苦労が果たして効果が出るのかどうか、私は大変心配するわけですよ。ですから、一番いいのはやっぱりT P P に参加しないでくださいと、町長、それをしつこく言ってください。求めておきます。

それから、最後の保育料の問題ですけども、何が一番大事かなということなんです。今、本当に地方創生の事業を進めていく中で、子育て支援を大事にしようということを行っているわけでしょう。ましてや、子どもの数が多い世帯については、やっぱり応援していくのが普通だと思うんですよ。こちらの事務量とかそんなことよりも今の町の状況を考えて、どうすれば若い世代がふえて住んでくれるかという観点から見れば、そういう細かいところも配慮して検討していただくのが、私は町の姿勢だなというふうに思います。そのことを申し上げて質問を終わります。

以上です。答弁は結構です。

○議長（中山 進）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 10番（堀江眞智子）……………

○議長（中山 進）

続いて、10番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

3点について質問をします。

1つ目は、有田川町AKI・DENについて質問をさせていただきます。第6回のAKI・DENが12月6日に行われました。ことしは23チーム、235人で、過

去最高の参加者となったと聞いています。出場したいという児童がふえてきたということは大勢の仲間の中で自分の力を試してみたいという意欲を持った児童が多くなってきたということのあらわれでもあると思います。このことをもっと深く考えてみますと、児童数の多い学校では出場したいという子どもの思いも、出場したくないという児童の思いも受けとめられていると思いますが、少人数の学校では何とかしてチームを編成しようとする、出場したいという児童の思いはしっかり受けとめられても、出場したくないという子どもにも少し無理をしても出場するように説得しなければならないという問題も出てくると思うのです。しかし、小規模校でも出場したいという児童については何とかしてあげなければならないと思います。

そのことを踏まえ、参加したい児童がいても、学校独自に1チームを編成できない学校がある場合は、学校間で連絡をとり合って、他校と共同してチームを編成するなどの取り組みを学校任せにするのではなく、教育委員会が責任を持ってチームを編成するように援助するようにはできないのでしょうか。同時にAKI・DEN参加について、児童に参加を訴えるが、どうしても参加希望が少なく、学校として参加できない場合でも参加を強制するようなことはあってはならないことだと考えます。AKI・DENの開催要項に出場したい児童が少なく、1チーム編成できない場合は、無理をしないでいいですよと明記していただきたいと思いますが、いかがですか。

2つ目の質問に参ります。子どもに本物の文化に触れさせるための補助金制度の新設はいかがですか。最近では、中学校の修学旅行費用が6万円台という高額になってきています。その中には劇団四季の公演など、生徒に本物の文化に触れさせたいという計画をしている学校もあります。貧困が学校教育に課題を投げかけている今、修学旅行で子どもによりよい体験を計画している学校に対する補助金制度を検討していただきたいと思いますがいかがですか。

先ほども同僚議員からも質問がありましたが、オーストラリア研修はすばらしい研修であると思いますが、少人数の体験に対して余りにも高額な補助を支出しています。また、希望しても研修の時期もあり、クラブを一生懸命頑張っている生徒は行きたくても行けないという、同僚議員からも総務文教福祉常任委員会で指摘がありました。オーストラリア研修への補助金を縮減し、全ての子どもを対象にした修学旅行で文化に触れ合う補助金制度をぜひ実現していただきたいと思います。特に中学校の修学旅行に対する補助にすれば、有田川町内の全ての生徒に関係することになるわけですから、子育て支援という観点からも大変有意義な補助制度だと思いますが、いかがですか。

次に、3つ目の質問をさせていただきます。先ほどの同僚議員の質問とも重なる部分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。アベノミクス新3本の矢に関する介護離職をゼロにする施策について、国及び関係機関に働きかけられたい。安倍首相はアベノミクス新3本の矢の1つに、安心につながる社会保障として、家族らの

介護を理由に退職せざるを得ない、介護離職をゼロにしたいとの目標を示しました。現在、親などの介護を行っている人の半分以上が、働きながら介護をこなしていますが、介護に対する無理解などによって、堂々と休むことすらままならないで、事実、介護休職制度の利用者はわずか3%にすぎないというデータもあるほどです。2007年から2013年の間に、家族の介護や看護を理由に離職した人は、43万9,300人、平均すると年7万人ですが、高齢化の進展で近年さらに増加しており、年に10万人にも上ると見られています。このままでは団塊の世代が後期高齢者になる2025年には介護のために離職を余儀なくされる働き手が急増するのは必至です。1人で複数の親の介護をしなければならない、多重介護などもふえていて、その1人にかかってくる負担は年々大きくなっています。特別養護老人ホームには現在、40万人ほどが入所していますが、待機者も40万人いて、その数は急速に拡大しているそうです。現在、550万人と言われている要介護認定者も2025年には750万人になると言われています。

また、毎日新聞では介護をしている自分の家族を殺害した介護殺人事件、44件を調べたところ、半数近い20件で加害者が昼夜を問わない過酷な介護生活を強いられていたことがわかりました。不眠で心身ともに疲れ果てた末に、犯行に及んだと見られる。事件当時はおうつ状態と診断された例も目立ちました。介護疲れによる殺人や心中は後を絶ちませんが、認知症や障害を抱えた家族を介護する人たちの厳しい現実が浮かび上がったと紹介しています。警察庁によると、介護、看病疲れによる未遂を含め殺人事件は、統計をとり始めた2007年から2014年までの8年間に全国で371件発生、年平均では46件、8日に1件のペースで起きている計算になります。殺人事件全体の3%から6%を占めるそうです。ことしも11月までに40件も起きています。ほかに自殺や無理心中で亡くなった人は2014年までの8年で2,272人にもなるそうです。

介護離職ゼロという政策はこのような状況からも大変意義深いものであると考えています。けれども、介護職に従事する人からは、特養をふやしても働く人がいないのに、まずは職員の待遇改善から考えてほしい。ただでさえ人手不足なのに、こんなことをしても待機解消にもならないし、虐待問題をふやすだけではないですかという切実な声も聞かれています。政府が目指す家族の介護を理由に仕事をやめる、離職者ゼロではなく、まずは介護職に従事する人の離職ストップに着手しなければ、肝心の介護をする人がいなくなるというわけです。施設にあきがあっても職員不足のために入所待機者がいるとの指摘も相次いでいます。

介護離職ゼロの対策の中で目玉となる一番大きな取り組みは特別養護老人ホームなどの介護施設の整備です。しかし、そこで働く介護職員については何も言及がない状況です。ただでさえ、介護職員は人手不足が常態化していますので、その対策をせずに箱だけつくっても、介護離職ゼロにはならないと考えます。何より介護士の人手不

足を解消するには、介護報酬を上げて介護士の待遇を向上させるしかないと思います。そのため、有田郡市の自治体が協同して国及び関係機関に働きかけていかないと、介護離職ゼロは絵に描いたもちになるでしょう。介護職はきつい、汚い、危険の3Kで離職率が高いとよく聞きます。確かに現場で働いている、特に新人職員の定着率が悪いように聞きます。就職して3日を待たずにやめてしまう人とか、本当に人手が足りないこの時期にやめていくのという人までいろいろいるようです。

介護職の離職率は、まず福祉業界の離職率を考える前に知っておいてほしいのは、ほかの業種の離職率についてです。厚生労働省の調査によれば、全産業の離職率は平成18年は16.2%で、平成23年には14.4%というような推移をしています。ほぼ横ばい状態ですが、少しずつ下がってきているという感じです。それに比べて、介護のほうはどうなのかというと、平成18年は20.3%だったのが、平成23年には16.1%と下がってきてはいるものの、全産業の数値から比べたら、まだまだ離職率が高いという状況です。数字だけ見ると、全産業と比べても少し高いだけなのかなと感じる方もおられるかもしれませんが、細かく見ていくとそうではありません。

介護職の離職率が高い理由はなぜなのか、それは介護職員を取り巻く環境がまだ、お世辞にもいいですよとは言えないところも多いと思うからです。その理由としては、まともに生活できるだけの賃金がもらえていない。体力勝負などところがあるのに、女性が7割以上も占めている。賃金面から、これから先の人生に夢が持てないなどです。確かに賃金が低いということも離職率が高い理由になりますが、それだけではなく、人手不足の事業所が多いので、1人にかかってくる負担が大きく、後輩を指導できる人がいない。つまり人を育てる環境が整備されていないということもあります。そして、夜勤やサービス残業など、頑張った結果が1カ月の評価としていただける給料はほんのわずかです。これでは給料が安く、右も左もわからない新人職員が定着していくわけはありません。安倍首相の言うように、特別養護老人ホームの増設を行うのであれば、そこで働く人員確保をするためにも、介護職員の処遇改善は必然となってきています。今でも介護職員の離職が多いのですから、まずは介護職員の離職を食い止める施策を国に対して要望していくことが求められています。これからさらに加速する介護の需要に備えて、人の育成にもっと力を入れることや、定着率を上げていかないと、事業自体が成り立っていかないとと思います。いかがですか。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんの質問にお答えします。

1つ目は教育長ということですので、教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

2つ目の子どもに本物の文化に触れさせるための補助金制度の新設についてでございますけれども、修学旅行は学校教育の一環として、オーストラリア研修は社会教育事業として行っております。夏休み期間中に現地中学生とともに学習や生活を通じて交流することにより、国際感覚を備えた将来のリーダーとなる人材を育成しようとするものであります。学校教育では体験、実現できない分野を社会教育で行っています。オーストラリア研修については今後もできる限り現在の体制で続けていきたいと考えております。

御質問の子どもに本物の文化に触れさせるための補助金でありますけれども、既にちやうどうちの補助金制度、これは何年か前から、恐らく県下では有田川町だけだと思います。千二、三百万円、毎年、学校の人数とかいろいろによって割り当てて、これは自由に使ってくださいと、それぞれの学校の特色もあるんで、地域性もあるんで、これは自由に使ってくださいということで、大変喜んでくれております。こういった、この補助金制度とか、国などの事業を取り入れて、積極的に実施していますので、今のところ新設する考えは持っておりません。

3つ目の、アベノミクス新3本の矢に対する介護離職ゼロにする施策について、国及び関係機関に働きかけにつきましては、アベノミクス第2ステージとして、3本の矢を打ち出した、その1つ、安心につながる社会保障の中で、介護離職ゼロ数値を目標に掲げました。もし親が要介護状態になっても、介護施設などに入れば、子が親の介護に四六時中携わらずに済み、仕事も継続できる、そうした願いもあって、介護施設の増設を促すことが介護離職ゼロの一助になると見て、打ち出したのだろうと思います。2020年代当初にかけて、新たに50万人以上の施設などをふやし、特別養護老人ホームの待機者の解消や、介護離職ゼロを実現することで、1億総活躍社会につなげていくとした政府の緊急対策であります。

一方では、介護施設を増設してもそこで要介護者をケアする介護職員が十分に集められなければ、要介護者に十分なケアができなかったり、介護職員に過労を強いたりする懸念もあります。拡充する介護サービスを支えるだけのマンパワーをどうして確保していくかということにつきましては、現場を離れた介護職員の再就職を後押しすることや、日々の業務でこなすべき書類を半減して、負担を軽くすることなどが上げられているようであります。

本町を取り巻く地域におきましても、介護従事者の定着性が低く、事業者が従事者を募集しても集まらないなど、慢性的な人材不足の状況となっております。この要因といたしまして、介護報酬が低いとの指摘もありますけれども、介護報酬の安易な引き上げは保険料の上昇に結びつき、年金額がふえない中、高齢者の負担がふえる結果にもつながります。介護保険制度の持続可能性を高めるためには、必要性が高いサービスについては人材の確保が図られるよう、保険料の水準に留意しつつ、適切な介護報酬を設定することが必要であり、また介護報酬が介護従事者の賃金等に反映するよ

うな仕組みにつきましても、十分に検討することも必要であると考えます。介護離職ゼロの実現性は極めて厳しい状況と思われましても、今後の動向に注視しながら、必要に応じ対応していきたいと考えております。

実は、うちの社会福祉協議会、ここもいろんな介護サービス等々の事業を行っています。おっしゃるとおり、物すごく従事する方が、募集しても来てくれないというのが現状で、今回、また嘱託職員も随分ふやしました。ようさん人がいてるんですけども、嘱託職員に応募しないという方は、旦那の扶養家族になって、100万円ちょっと超えたら、いろんな保険料とか、結局、働いてもその分、戻ってこないということで、今のところ、半年ぐらいすれば、その金額に達するんで、ちょっと休業したいという方も実際、たくさんおられます。社会福祉協議会も嘱託職員になっていただいて、少しでも処遇を改善しようということで努力をしていますけれども、いろんな事情があって、そういう方もあるのも事実であります。

特に、有田郡圏域は施設の数、非常に多うございます。いろいろ待機者等々、何十人と、今、調べたらあると聞いていますけれども、実際、あいたからどうぞと言えば、ちょっとまだ元気やから、まだええよと。登録している人でもそういう人も何人かいてるということも聞いております。とにかく、これから老人の多い高齢化社会が来るんで、できるだけ有田川町では、そういった町民の方々に安心してやっていただけるように努力だけはこれからも一生懸命にしていきたいと思っております。

○議長（中山 進）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答え申し上げます。

まず、AKI・DENについてでございます。AKI・DENというのは、有田川町少年、小学校の対抗駅伝ということでございます。子どもたちに募集しまして、ニックネームを募集いたしましたところ、AKI・DENという言葉が来ました。そして、理由は秋にやる駅伝だからAKI・DENと、案外簡単な発想なんですけども、だから第6回AKI・DEN、ことしも開催させていただきました。AKI・DENにつきましても、子どもの自主参加の行事であり、強制されたものではありません。また、教育委員会から学校側に強制している行事でもありません。学校としても学校運営の一環として参加しており、学校の参加、不参加は法制上、教育委員会の権限外であるわけでございます。もちろん、相談や協議事項、ルール改正があれば、その都度実行委員会に諮りながら、また柔軟かつ適正に対応したいと考えておるところでございます。

AKI・DENは本町の課題の1つでもある、体力の向上の一環として実施しているものでありますが、目的はそのほかに単なる体力の増強だけではなく、駅伝というチームワークが重要な協議を通じて、学校間の交流、仲間づくり、信頼関係の構築、

また何よりも満足感や目的を達成したときの喜び、味わい、それを共有するという大きな目的があるわけでございます。議員の御紹介もありましたが、ことしも12月5日に実施いたしたところでございます。毎年のことではありますが、感動的なシーンが幾つも見られて大いに盛り上がり、無事終了いたしたところでございます。この活動は有田川町体育協会、スポーツ推進委員会、町内のPTA協議会、青少年教育指導員の協力を得て、本町教育委員会挙げての取り組みであります。また、ことしは第6回を数え、回を重ねるごとに大変な盛り上がりを見せております。

参加希望の児童がふえていることもあり、参加制限枠の撤廃も視野に入れているところでございます。また、参加していただける先生方にとっても、保護者や地域の人たちとの交流の場でもあり、子どもたちの頑張りに対して、感動を共有する場でもあります。今後とも協力をお願いしたいと、そういうふうにいるところでございます。

2つ目に、子どもに本物の文化に触れさせるための補助金の制度の新設でございます。まず、貧困の話もございました。就学援助につきましては、国の制度である、要保護、準要保護児童生徒就学援助により、修学旅行や社会見学の費用等は全額支給しているところでございます。また、議員御指摘のとおり、本物の文化に触れさせるとは、感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにする情操教育の充実にもつながっていくものと考えておるところでございます。なお、本物の文化に触れさせる等の補助金制度ですが、本町独自の施策の、特色のある学校づくり事業として、教育活動奨励金を全小中学校に対し交付し、援助を行っているところでございます。本町独自の教育活動奨励金の使途につきましては、学力の向上、体力の向上、体験学習及び芸術文化の体験の3本柱となっております。各学校においては、有効かつ効果的に活用しているところでございます。

また、各学校においては、文化庁や県の各種事業を活用して、文化芸術による子どもの育成事業や、公共ホール音楽活性化支援事業の地域交流プログラム等を利用して、本物の文化芸術を体験し、子どもたちの豊かな想像力や思考力などを養っているところでございます。今後とも子どもたちを本物の文化芸術に触れさせるため、町独自の教育活動奨励金や文化庁、あるいは県の各事業を活用して、情操教育の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 進）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

御答弁いただきました。

有田川町AKI・DENについて答弁をいただきました。大きな目的のためにしていることは私も否定しておりません。AKI・DENについては、ただ勝利至上主義

に最近、陥っているように聞いております。当然、出場するからには少しでもいい順位になりたいという気持ちはわかりますが、朝練に始まり、放課後の練習、コースの試走、余りにも学校対抗の競い合いが過熱し過ぎているのではないかというふうに感じるんですけども、小学生の過剰な練習ですけども、陸上の専門家は小学生が過度の練習をするのは体に後に支障が出てくることを指摘していますし、また養護の先生は朝練は子どもの体や学習に悪影響を与えると指摘し、心配されています。このような過度な過熱に対しては、その対応を学校任せにすることなく、教育委員会として責任を持っていただきたいなというふうに考えます。

全国的には中学校の部活でも朝練はやめようというふうなことが広がっていますし、専門家の意見を聞いて、改善や今後の継続も含め、検討していただくことを要望します。

それから、子どもに本物の文化に触れさせるための補助金制度の新設についての再質問ですが、先ほど答弁していただきました学校に自由に使うお金、奨励金というのがあるので、それを使ってはどうかという話です。このことを学校長に説明して、学校として独自にこのことについて判断、修学旅行にも使えるようなことに判断することをお知らせし、認めていただきたいなというふうに考えます。ただ、オーストラリア研修はすばらしい研修ではあると思いますが、きょう同僚議員も述べられましたが、1人当たりに約45万円というふうなお金を使っている部分については、今後も検討を続けてもらいたいなというふうに思っております。

また、介護のことですが、町長の答弁にもありましたように、大変な事態になってきているということです。介護職員の、これはちょっと文献を調べたものですけども、高齢者介護のサービス分野における離職の現状という中で、こんな文章があります。高齢者介護サービス分野における離職率の高さが深刻な問題になっています。ちょっと前ですけども、2007年度の、全産業平均離職率は15.2%であったのに対し、訪問介護職員及び介護職員、この後は従事者と呼びますが、全体の離職率は平均28.2%であった。さらに介護福祉士等の養成施設においては定員割れが生じており、卒業生のうち介護サービス分野に就職する割合も低下傾向にある。高齢者介護サービスにおける離職率の高さは介護サービスの質の低下をもたらすことが指摘されている。一方で、高齢者に対する介護サービス需要の拡大に伴い、将来必要となる介護サービスに従事する介護職員数は2004年の約100万人から、2014年には140万人から160万人に達するというふうに見込まれている。これは厚生労働省の資料ですが、今後、要介護者の増加が見込まれる中で、介護サービス供給が十分に行われないことは、介護サービスの質を低下させ、要介護状態の高齢者の健康状態にもマイナスの影響を与える恐れがあるというふうな文献があります。そして、またNHKの持論公論でも、介護職員の賃金について言えば、今のように報酬が改定されるたびに事業者を一喜一憂させるような方法は見直すべきだ。例えば若者た

ちが、この給料ならば介護の仕事をしてみようと思えるような仕事の内容に見合った賃金の水準を設定して、それが実現できるように介護報酬の額を決めたり、場合によっては交付金を支給するなど、報酬と賃金の関係を考え直す時期に来ているのではないかというふうに言われています。

やはり、働く人が集まらなければ、待機している方も、施設ができて入れないという状態になってきます。このことは、やはり国に、先ほど町長が言われたように、安易な報酬の上昇は保険料の上昇につながるというふうに言われましたけれども、やはり国が拠出する部分をもっと上げるような意見を上げていかないと、自分のところの社協の事業もうまく行かなくなってくるのではないかと思いますし、地元で営んでくれている施設も、この先どういう状態になっていくのかなというふうにも心配されます。その意見を国に上げていただきたいなということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。このことについて、上げてくれるよという答弁であれば、答弁して下さって結構ですが、特に違うのであれば、もう答弁して下さらなくて結構です。

○議長（中山 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。さっき言ったように、ほんまに安易な介護報酬を上げるということは、保険料にもろにかぶってきて、年金も少ない中で老人も大変だろうと思います。その中でおっしゃるように、国の負担分を多くすれば、介護報酬も上がって、人材もそろって一石二鳥ということで、これは国民健康保険の時代から、国の負担を5割ぐらい持ってくれとか、いろんな要望を行ってきております。その結果、国保については若干国のほうの負担金もふえてきました。

今後、おっしゃるとおり、介護の現場というのは苦戦が強いられる現場になってくるとしますので、国庫負担分をぜひ上げていただきたいということは強く国のほうに、僕が1人で言ってもあきませんので、みんなを通じて、多分、どこの市町村でも現場は同じだと思います。みんな協力して、国のほうに要請していきたいと思いません。

○議長（中山 進）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第117号及び日程第3、議案第118号を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第117号及び日程第3、議案第118号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、有田川町の定例会、追加議案の提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。

ただいま、追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第117号は、平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）の請負変更契約についてであります。今回の変更は、平成27年6月3日に締結した、平成27年度公下第4号水尻工区管渠布設工事（第16工区）の契約金額を162万円増額し、変更後の契約金額を6,480万円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第118号は、平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）の請負変更契約についてであります。今回の変更は、平成27年6月3日に締結した平成27年度公下第7号水尻工区管渠布設工事（第19工区）の契約金額を696万6,000円増額して、変更後の契約金額を7,057万8,000円としたいので、変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 進）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第117号及び日程第3、議案第118号は提案理由の説明だけにとどめ、議案審査のため審議を中止したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 進）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。

この後、3時5分から全員協議会を4階会議室で行います。

~~~~~

延会 14時50分